

第3期幸田町 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度

ひろがれ 子育て支援の輪
伸ばそう伸びよう幸田っ子



令和7年3月
幸田町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	8
1 子どもや子どものいる家庭の状況	8
2 教育・保育の状況	13
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
4 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題	21
第3章 計画の基本理念等	29
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 計画の施策体系	31
4 計画フレーム	33
第4章 分野別施策の取組（次世代育成支援行動計画）	34
1 安心して産み、育てることのできるまちづくり	34
2 子どもたちがのびのびと育つまちづくり	52
3 子育てをみんなで支えあうまちづくり	58
第5章 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消（子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を含む）	61
1 こども家庭センターの設置・運営	61
2 家庭支援事業等の充実（ヤングケアラーの支援等）	62
3 子どもの貧困の解消（教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援）	63
第6章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）	68
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保	68
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	95
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	95
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	95
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	95
6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	96
7 外国につながる幼児への支援・配慮	96
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	96
9 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項	96
第7章 計画の推進に向けて	97
1 推進の体制	97
2 計画の達成状況の点検及び評価	97
資料編	99
1 策定経緯	99
2 幸田町子ども・子育て会議条例	100
3 幸田町子ども・子育て会議委員名簿	101
4 用語解説	102

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-1 本町のこれまで

本町は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、子ども・子育て支援法に基づく計画とともに、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体とする、第1期の「幸田町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を平成27年3月に策定し、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子ども・子育て支援施策の充実を図りました。

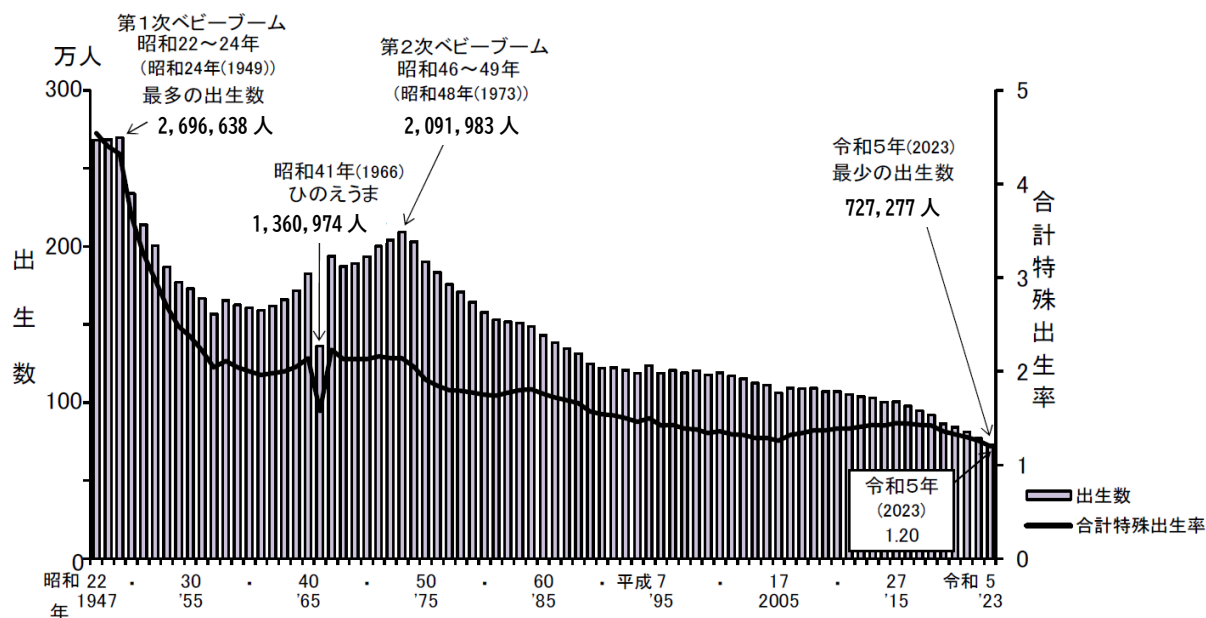
また、令和2年3月には「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、第1期から踏襲した基本理念“ひろがれ子育て支援の輪 伸ばそう伸びよう幸田っ子”を念頭に、子ども・子育て支援施策のさらなる充実に努めてきました。

1-2 国の動向

我が国の出生数は、令和5年実績で約73万人と過去最少となっており、合計特殊出生率も1.20と過去最低の水準に低下してきています。

また、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、ネットいじめの件数の増加、さらに、コロナ禍における小中高生の自殺の増加など、子どもを取り巻く状況は深刻になっています。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況

このような少子化や子どもを取り巻く状況を背景として、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く法制度や施策は大きく変化しています。

1-3 計画策定の趣旨

このような状況の中、「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」の期間が令和6年度で終了することから、計画に基づく施策の実績や進捗評価、住民のニーズとともに、国における法制度の改正等を踏まえつつ、令和7年度からの新たな計画として「第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本町は、新たな計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図ります。



【参考】国の法改正等の動向

参考１ こども基本法（令和４年法律第 77 号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈６つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考２ こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈６つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 - この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 - 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置付け	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） - 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 - 児童に学習や遊びの場を提供し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 - 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	- 保護者が子どもと共に児童養護施設等に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可能とする。 - 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

全ての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことであります。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 令和6度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（5）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障がい児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● 子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、子ども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

2 計画の対象

本計画の対象は、町内の全ての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、子どもは18歳未満を対象としています。

また、子どもの貧困対策など、一部の施策・事業は、こども基本法第2条第1項に規定する「こども」（心身の発達の過程にある者）を対象としています。

3 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針」に即して策定します。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく、放課後児童クラブの計画的な整備の方向性を示したものです。

さらに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」を包含する計画として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、町の総合計画や地域福祉計画、男女共同参画プラン、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

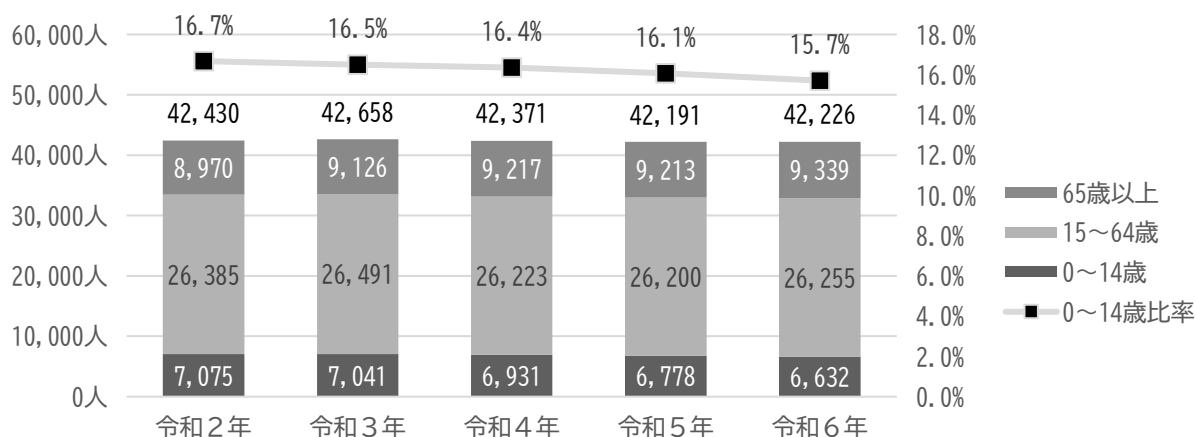
1-1 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 42,226 人となっており、近年は 42,000 人台の概ね横ばいで推移しています。

年齢3区分別人口は、0～14 歳（年少人口）が減少傾向で、0～14 歳の比率は 15.7%と低下傾向で推移している一方、15～64 歳（生産年齢人口）は概ね横ばい、65 歳以上（老年人口）は増加傾向で推移しています。

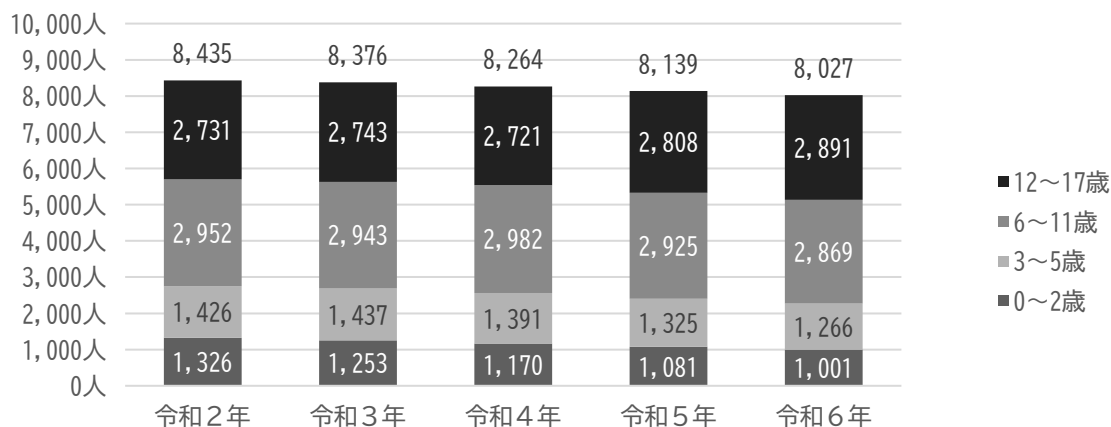
18 歳未満の児童人口は、8,027 人となっており、12～17 歳のみ増加傾向で、その他の年齢区分はいずれも減少傾向で推移しています。

図表2 年齢3区分別人口及び0～14 歳比率の推移（単位：人、％）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表3 年齢区分別児童人口の推移（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

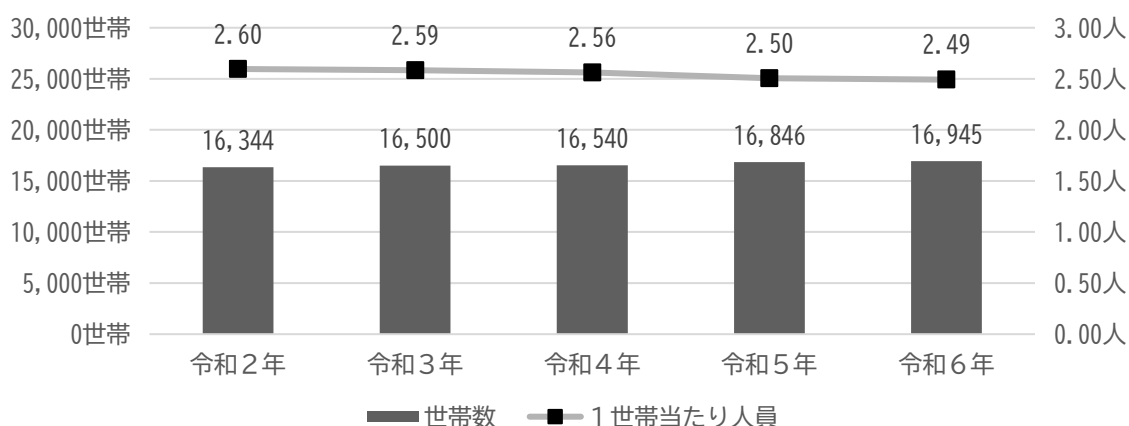
1-2 世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和6年4月1日現在 16,945 世帯となっており、増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員は、2.49 人となっており、減少傾向で推移しています。

本町の子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の85.6%を占めており、この割合は上昇傾向であり、核家族化が進行しています。

また、ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の6.9%となっており、この割合は5年前の平成27年から変化していません。

図表4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移（令和6年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表5 子どものいる世帯の構成（単位：世帯、%）

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	4,170	100.0%	4,435	100.0%	4,665	100.0%
親族のみ世帯	4,153	99.6%	4,429	99.9%	4,644	99.5%
核家族世帯	3,020	72.4%	3,524	79.5%	3,991	85.6%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子どもから成る世帯	2,804	67.2%	3,219	72.6%	3,668	78.6%
男親と子どもから成る世帯	29	0.7%	30	0.7%	34	0.7%
女親と子どもから成る世帯	187	4.5%	275	6.2%	289	6.2%
核家族以外の世帯	1,133	27.2%	905	20.4%	653	14.0%
非親族を含む世帯	16	0.4%	6	0.1%	21	0.5%
単独世帯	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

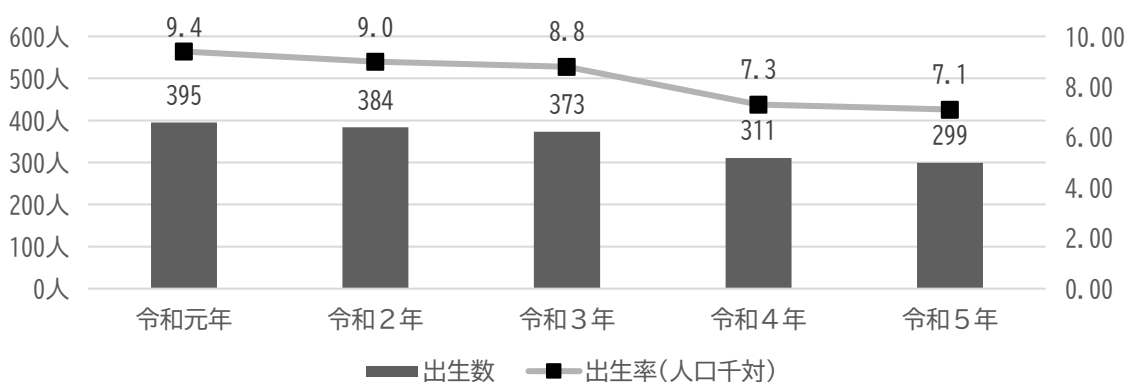
1-3 人口動態

本町の出生数は、令和5年が299人と概ね減少傾向で推移しており、出生率（人口千対）も低下傾向です。

また、婚姻数も年によって増減はあるものの減少傾向であり、令和2年以降は200組を下回って推移しています。

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均が1.61となっており、全国や愛知県を上回る水準で推移しています。

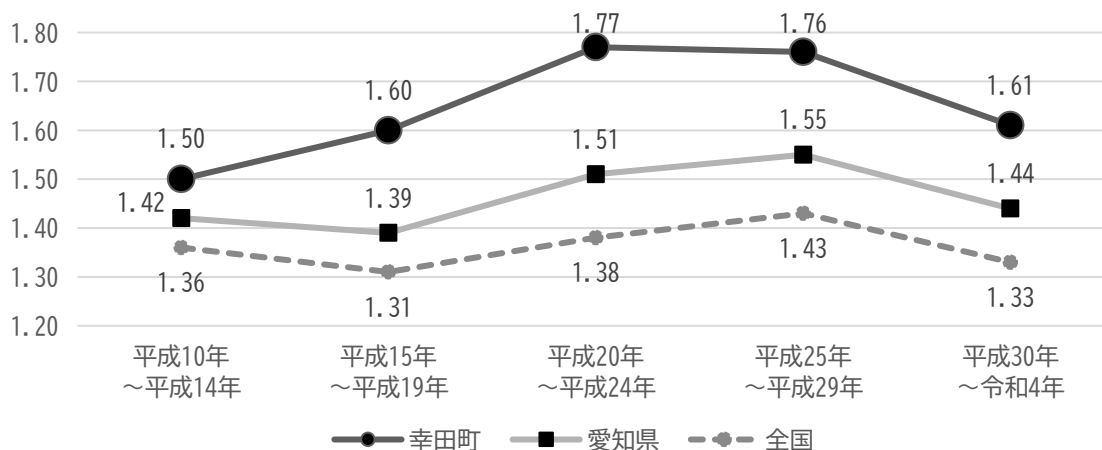
図表6 出生数及び出生率（人口千対）の推移（単位：人）



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数（人）	395	384	373	311	299
出生率（人口千対）	9.4	9.0	8.8	7.3	7.1
婚姻数（件）	210	198	199	164	183
離婚数（件）	63	65	56	77	62

資料：愛知県の人口動態統計、愛知県衛生年報

図表7 合計特殊出生率※の推移と比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

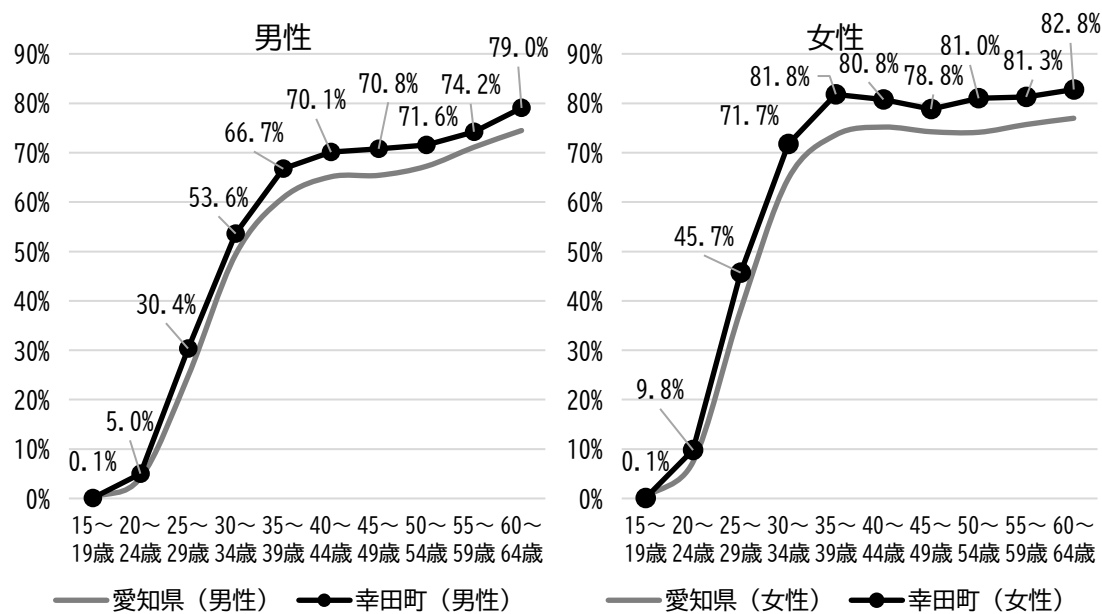
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当

1-4 有配偶率等

本町の有配偶率は、男女ともに全ての年齢区分で愛知県の水準を上回っている状況です。

未婚率については、平成 12 年から平成 27 年にかけて、男女ともに 30 歳代以降で大きく上昇しましたが、平成 27 年から令和 2 年にかけては横ばい又は低下した年齢区分が多くなっています。

図表8 年齢区分別有配偶率の比較（令和 2 年）（単位：％）



資料：国勢調査（10月1日現在）

図表9 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	男性			女性		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	99.6%	99.7%	99.5%	99.0%	99.0%	99.7%
20～24	92.4%	91.4%	91.8%	88.1%	89.1%	87.6%
25～29	65.3%	67.4%	63.2%	45.0%	50.5%	50.7%
30～34	38.2%	40.0%	39.8%	18.4%	22.3%	24.0%
35～39	22.9%	28.4%	26.8%	7.1%	15.4%	13.0%
40～44	16.4%	24.6%	23.6%	3.1%	11.8%	11.8%
45～49	13.4%	22.1%	21.6%	2.9%	9.5%	11.0%
合計	50.0%	47.4%	47.1%	37.1%	36.7%	36.9%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

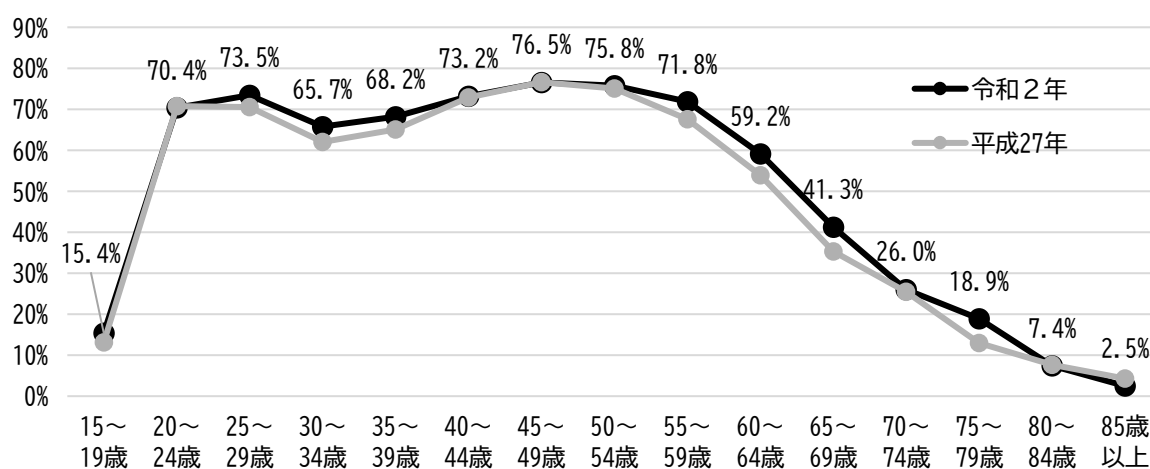
1-5 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

令和2年は、平成27年と比べてM字の谷の部分が浅くなっており、20歳代後半から30歳代後半にかけて就業率の上昇が見られます。

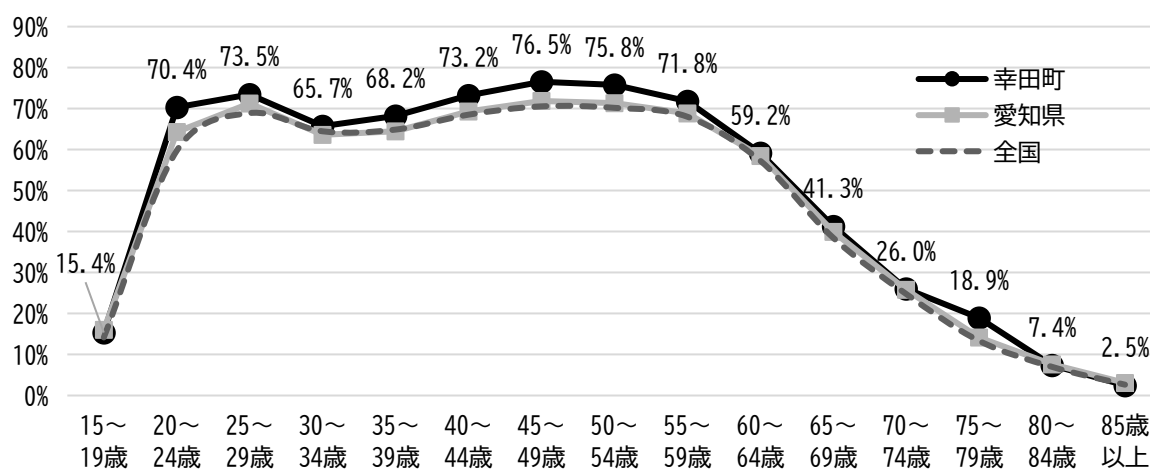
また、就業率はほとんどの年齢区分で全国及び愛知県よりも高い水準となっており、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

図表10 女性の就業率の推移（単位：％）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表11 女性の就業率の比較（令和2年）（単位：％）



資料：国勢調査（10月1日現在）

2 教育・保育の状況

2-1 教育・保育給付認定等

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定を受ける手続き）の状況は、令和6年4月1日現在、1号認定が329人、2号認定が828人、3号認定が347人となっており、2号・3号認定（保育の必要性有り）の計は1,175人で、0～5歳人口に占める割合は51.8%という状況です。

図表12 教育・保育給付認定等※（単位：人、％）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定		479	476	421	376	329
2号認定		861	897	879	851	828
3号認定	0歳	16	25	11	8	17
	1歳	125	143	115	126	134
	2歳	175	191	174	163	196
	3号認定 計	316	359	300	297	347
2号・3号認定 計		1,177	1,256	1,179	1,148	1,175
0～5歳人口に占める割合		42.8%	46.7%	46.0%	47.7%	51.8%

※町外施設への通園児を含む。1号認定には、私学助成幼稚園の在園児数を含む

資料：こども課

〈参考〉教育・保育給付認定について

支給認定区分	対象年齢	対象の家庭
1号認定（保育の必要性無し）	満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭
2号認定（保育の必要性有り）	満3歳以上	共働きの家庭
3号認定（保育の必要性有り）	満3歳未満	共働きの家庭

2-2 就学前の教育・保育施設

町内には、町立保育園が8園、私立の認定こども園が2園設置されており、令和6年4月1日現在の定員数は合計で1,570人となっています。

また、町内には地域型保育事業もあります。種類としては、小規模保育事業が6事業所、事業所内保育事業が1事業所あり、令和6年4月1日現在の定員数は合計で129人となっています。

さらに、認可外保育施設（一般住民受入施設のみ）が1園あり、令和6年4月1日現在の定員数は42人となっています。

図表13 町立保育園の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	定員	保育時間	延長保育	一時保育	障がい児保育	休日保育
坂崎保育園	坂崎字揚り山 11 番地 1	135 人	8時 00 分 ～ 16 時 00 分	7時 30 分 ～ 18 時 00 分	×	○	×
大草保育園	大草字北川後 50 番地	195 人		7時 30 分 ～ 19 時 00 分	×	○	×
わしだ保育園	菱池字大久後 16 番地 1	210 人		7時 30 分 ～ 18 時 00 分	×	○	×
菱池保育園	菱池字前田 25 番地 1	210 人		7時 30 分 ～ 20 時 00 分	○	○	○
幸田保育園	芦谷字宮ノ根 14 番地 1	165 人		7時 30 分 ～ 19 時 00 分	×	○	×
里保育園	深溝字宮前 5 番地	60 人		7時 30 分 ～ 18 時 00 分	×	○	×
深溝保育園	深溝字天上坂 1 番地 1	155 人		7時 30 分 ～ 19 時 00 分	×	○	×
豊坂保育園	野場字井戸田 40 番地 1	185 人		7時 30 分 ～ 18 時 00 分	×	○	×

資料：こども課

図表14 私立の認定こども園の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	定員	保育時間	延長保育	一時保育	障がい児保育	休日保育
幸田あけぼの 第二幼稚園	深溝字緑台 31 番地	200 人	8時 00 分 ～ 16 時 00 分	7時 30 分 ～ 18 時 00 分	×	○	×
幸田みやこ 認定こども園	六栗字呉服 1 番地 1	165 人	8時 00 分 ～ 16 時 00 分	7時 00 分 ～ 18 時 00 分	○	○	×

資料：こども課



図表15 地域型保育事業の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	定員	保育時間	延長保育	一時保育	休日保育
リトルラビット保育園	野場字井戸田 178 番地	19 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分	×	×
うさぎの丘保育園	野場字井戸田 177 番地	19 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分	○	×
Kids school さくらんぼ幸田	大草字松山 48 番地 1	19 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	16 時 00 分 ～ 18 時 00 分	○	×
Kids school でんでんむしハウス	大草字松山 48 番地 1	19 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	16 時 00 分 ～ 18 時 00 分	○	×
NPO 法人ももの木保育園	荻字流レ石 29 番地 5	19 人	8 時 30 分 ～ 16 時 30 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分	×	×
ゆめのき保育園	野場字常口 19 番地 2	15 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分	×	×
ハピネス保育園	大草字広野 76 番地 1	19 人	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分	×	×

資料：こども課

図表16 認可外保育施設（一般住民受入施設のみ）の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	定員	保育時間	延長保育
ももの木保育園	荻字流レ石 29 番地 5	42 人	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分	7 時 30 分 ～ 18 時 30 分

資料：こども課

2-3 幼稚園

本町には、私立幼稚園が2園設置されています。

定員は、それぞれ愛知県により認可された定員が設定されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

図表17 幼稚園の状況（令和6年4月1日現在）（単位：人）

施設名	所在地	定員	入園児数	左の内 町内園児数
幸田あけぼの第一幼稚園	大草字長根野 58 番地 1	280	174	152
たつみ第二幼稚園	坂崎字上田 11 番地 4	290	113	45

資料：こども課

2-4 小学校

本町には、令和6年5月1日現在、小学校が6校、123学級が設置されています。

児童総数は、令和6年5月1日現在2,832人と、近年は年によって増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

また、令和2年からの5年間で、低学年（1～3年生）は104人減少している一方、高学年（4～6年生）は9人の増加となっています。

図表18 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数（校）	6	6	6	6	6
学級数（クラス）	117	118	121	121	123
児童総数（人）	2,927	2,919	2,954	2,898	2,832
1年生	489	469	458	477	456
2年生	483	493	477	473	453
3年生	519	481	471	492	478
4年生	515	520	498	477	466
5年生	445	517	480	520	500
6年生	476	439	514	515	479

資料：学校基本調査

2-5 児童館・多世代交流施設

本町では、児童館を3館、多世代交流施設を1館設置しており、0～18歳未満の児童を対象に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うほか、様々な世代の交流を目的としています。

開館時間は、各館とも午前10時から午後5時まで、休館日は、月曜日、第3日曜日、年末年始、月曜日が祝日の場合は翌火曜日となっています。

図表19 児童館

施設名	所在地
横落児童館	横落字郷中 65 番地
幸田児童館	芦谷字後シロ 15 番地 1
深溝児童館	深溝字里 4 番地 1
多世代交流施設（豊坂ほっと館）	六栗字西山 2 番地 169

資料：こども課



2-6 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、共働き家庭や、母子・父子家庭などを対象に、町内の小学校に通学する児童を預かる事業です。

本町では合計 15 クラブ整備しており、令和 6 年度現在の定員は合計で 610 人となっています。

利用時間は、下校後から午後 6 時半までです。定められた手数料をいただきます。休業日は、日曜日・夏季休業・年末年始となっています。

図表20 放課後児童クラブ

児童クラブ名	所在地	場所	定員	利用時間
坂崎第 1 児童クラブ	坂崎字揚り山 31 番地	坂崎小学校体育館 2 階会議室	30 人	平日：下校時から 18 時 30 分 土曜日：7 時 30 分から 18 時 30 分 長期休・代休日：7 時 30 分から 18 時 30 分
坂崎第 2 児童クラブ	坂崎字揚り山 31 番地	坂崎小学校南館 児童クラブ室	40 人	
幸田第 1 児童クラブ	大草字三ツ石 18 番地	幸田小学校体育館 2 階会議室	40 人	
幸田第 2 児童クラブ	大草字三ツ石 18 番地	幸田小学校北舎 1 階会議室	50 人	
幸田第 3 児童クラブ	大草字三ツ石 18 番地	幸田小学校南館 1 階児童クラブ室	50 人	
幸田第 4 児童クラブ	大草字三ツ石 18 番地	幸田小学校本館 1 階多目的室	50 人	
中央第 1 児童クラブ	横落字北門 1 番地	中央小学校体育館地階 児童クラブ専用スペース	50 人	
中央第 2 児童クラブ	横落字北門 1 番地	中央小学校体育館地階 児童クラブ専用スペース	40 人	
中央第 3 児童クラブ	横落字北門 1 番地	中央小学校西館 1 階 児童クラブ室	50 人	
荻谷第 1 児童クラブ	芦谷字東山 1 番地	荻谷小学校体育館 2 階会議室	20 人	
荻谷第 2 児童クラブ	芦谷字東山 1 番地	荻谷小学校特別教室棟 1 階多目的室	40 人	
深溝第 1 児童クラブ	深溝字南道祖神 11 番地	深溝小学校体育館 2 階会議室	20 人	
深溝第 2 児童クラブ	深溝字南道祖神 11 番地	2 階児童クラブ室(令和 7 年 4 月から) 2 階特別活動室	50 人	
豊坂第 1 児童クラブ	野場字鶏島 55 番地	豊坂小学校体育館 2 階会議室	30 人	
豊坂第 2 児童クラブ	野場字鶏島 55 番地	豊坂小学校東館 1 階児童クラブ室	40 人	

※定員は、入所決定した児童の平均的な実出席数の目安としている。

土曜日及び祝日は、中央第 3 児童クラブに集約して実施

図表21 放課後児童クラブの利用者数の推移(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間利用者数(人)	976	912	1,006	1,047	1,096
1 年生	210	213	245	224	243
2 年生	212	192	200	245	218
3 年生	226	195	196	207	233
4 年生	169	171	180	162	186
5 年生	118	93	132	130	130
6 年生	41	48	53	79	86

資料：こども課

2-7 子育て支援センター

本町では、子育て支援センターを2か所設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

プレイルームの開館時間は、午前9時から午後4時まで、休館日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始となっています。

図表22 子育て支援センター

施設名	所在地	特徴
上六栗子育て支援センター (くりくりひろば)	上六栗字堀合 31 番地 1	ボールプール・ランチルームもあります。 庭には砂場や遊具があります。 プレイルームは広く、大きい子向きです。
菱池子育て支援センター	菱池字前田 25 番地 1	室内のみでこじんまりしています。 よちよち歩きまでの小さい子向きです。

資料：こども課

2-8 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所は、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を援助する施設です。

図表23 児童発達支援事業所

施設名	所在地
子ども発達支援センター桃っこ	荻字流石 29 番地 5
児童発達支援事業所 くくる	相見字越丸 6 番地、7 番地
ハピネス児童発達支援施設	大草字広野 7 6 番地 1

資料：福祉課

2-9 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービス事業所は、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供する施設です。

図表24 放課後等デイサービス事業所

施設名	所在地
キッズサポートつばさ	菱池字奉行 74 番地 2
放課後等デイサービス事業所ひまわりの種	坂崎字迎山 6 番地 4
放課後等デイサービスわらび幸田	菱池字下田 11 番地
放課後等デイサービスギフト幸田	相見字沖原 62 番地
放課後等デイサービスギフトラーニング幸田	菱池字池端 17 番地 4
放課後等デイサービス事業所くくる	相見字越丸 6 番地、7 番地、29 番地
放課後等デイサービス事業所くくる 2	
放課後等デイサービス事業所くくる 3	
J I N K I D S k o t a	大草字瓶割 5 番地 1

資料：福祉課

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

図表25 地域子ども・子育て支援事業の実施概要

事業名	実施概要
①利用者支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて本事業の母子保健型を実施しており、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行っています。
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター2か所で本事業を実施しており、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。
③妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。
⑤養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行っています。
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	「幸田町要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。
⑦子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。本町では本事業は未実施であり、窓口での相談対応や必要に応じて西三河児童・障害者相談センター等と連携した対応を図っています。
⑧ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。
⑨一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）とともに、菱池保育園や幸田みやこ認定こども園等において一時預かり（幼稚園型以外）を実施しています。
⑩延長保育事業	保育園等に在園する児童を、通常の時間を延長して保育する事業です。
⑪病児・病後児保育事業	病後児ルーム「こっこ」において、生後6か月から小学校3年生までの病気の回復期及び病後の子どもを預かる事業を実施しています。
⑫放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供しており、年々利用者数が増加しています。
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯状況や所得状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに給食副食費を助成しています。
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業で、令和2年度から5年度には事業実績はありません。

図表26 地域子ども・子育て支援事業の実績

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者支援事業	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数（人日）	17,140	15,534	17,666	15,648
③妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	375	347	323	277
	年間延利用回数（人回）	4,646	4,437	4,035	3,644
④乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数（人）	381	341	322	298
⑤養育支援訪問事業	年間訪問児童数（人） ※育児・家事援助は除く	1	5	2	4
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実施有無	有	有	有	有
⑦子育て短期支援事業	年間延利用者数（人日）	—	—	—	—
⑧ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用者数（人日） ※就学児童の利用分のみ	1,524	1,233	1,376	919
⑨一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	3,993	4,083	4,082	3,802
	認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）	616	300	469	309
	主に保育の必要性がない世帯（1号相当）による不定期利用	27	13	21	13
	主に保育の必要性がある世帯（2号相当）による定期利用	589	287	448	296
	保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）	3,377	3,783	3,613	3,493
	一時預かり事業（保育園等）	2,606	3,047	2,831	2,649
	ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	638	620	620	537
	休日保育（トワイライト）	133	116	162	307
⑩延長保育事業	年間実利用者数（人）	182	168	182	125
⑪病児・病後児保育事業	年間延利用者数（人日）	11	20	5	14
⑫放課後児童クラブ	年間利用者数（人）	976	912	1,006	1,047
	1年生	210	213	245	224
	2年生	212	192	200	245
	3年生	226	195	196	207
	4年生	169	171	180	162
	5年生	118	93	132	130
	6年生	41	48	53	79
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	年間実利用者数（人）	33	28	26	23
	教材費等	0	0	0	0
	副食材料費	33	28	26	23
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援（か所）	—	—	—	—
	認定こども園特別支援教育・保育経費（人）	—	—	—	—

資料：各担当課資料

4 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

3-1 ニーズ調査の概要

本調査は、幸田町における子育て支援施策の一層の充実に向けて、「第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、就学前及び小学生の児童を養育する保護者を対象に、子育て状況や子育てに関するニーズなどを把握し、町や国・県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的とするもので、次の内容により実施しました。

図表27 ニーズ調査の概要

- 調査対象者：
町内在住の就学前児童の保護者
町内在住の小学生児童の保護者
- 調査期間：令和6年3月
- 調査方法：郵送による配布、郵送又はWebによる回答
- 調査の回収状況：

区分	配布数	回答数	有効回答数※	有効回答率
就学前	2,500	1,270	1,238	49.5%
小学生	2,911	1,381	1,365	46.9%
合計	5,411	2,651	2,603	48.1%

※白票や無回答を除いた回収数

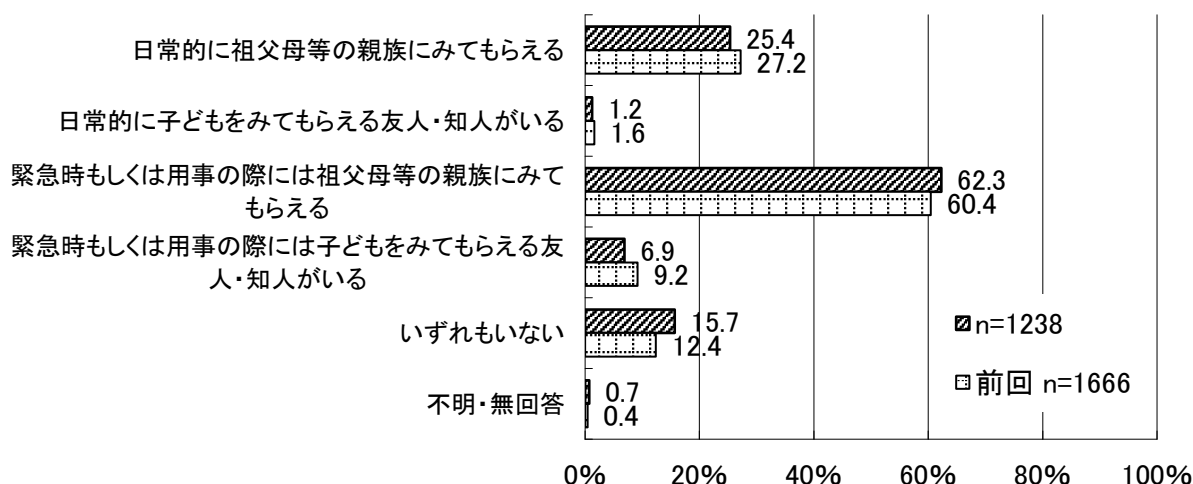
3-2 調査結果のポイントと今後の主な課題

- 日常的にお子さんをみてもらえる親族や友人が「いない」という保護者や子育ての気軽な相談先が「ない」という保護者の割合が上昇していることから、子ども・子育てに関する不安等に寄り添い、対応する相談支援体制の充実
- 町に対して、遊び場の充実や放課後の居場所づくりを求める声が多く寄せられており、子どもの居場所づくりの推進

《子育てに不安等を感じる保護者は、日常的にお子さんをみてもらえる親族や友人が「いない」という人が多い》

- ▶ 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、子育てに対して“不安や負担を感じる”という場合では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が20.8%と比較的低く、「いずれもない」が20.9%と“不安や負担を感じない(9.8%)”という場合と比べて高くなっています。

図表28 《日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無》【就学前児童の保護者調査】



〈子育てに対する不安や負担感の状況別〉

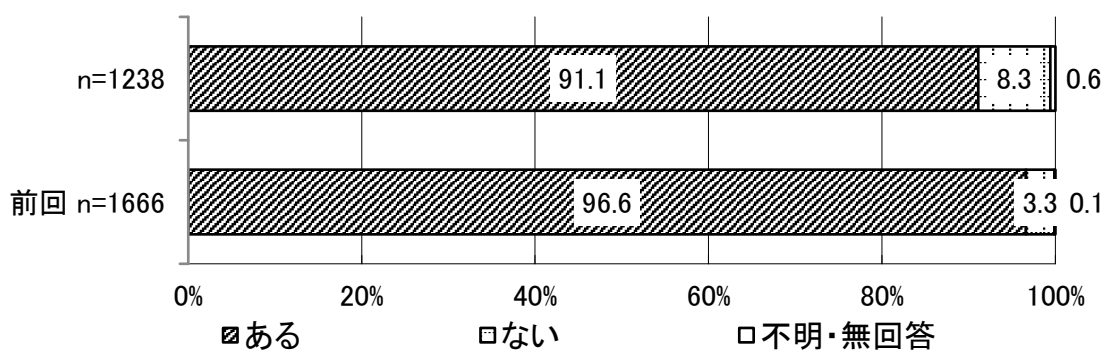
	回答者数	日常的に 祖父母等 の親族に みてもらえ る	日常的に 子どもをみ てもらえる 友人・知人 がいる	緊急時もし くは用事 の際には祖 父母等の 親族にみ てもらえる	緊急時もし くは用事 の際には子 どもをみて もらえる友 人・知人が いる	いずれもい ない	不明・無回 答
全体	1238	25.4%	1.2%	62.3%	6.9%	15.7%	0.7%
子育てに対する 不安や負担感							
不安や負担を感じる	597	20.8%	0.5%	61.6%	4.5%	20.9%	0.3%
不安や負担を感じない	478	30.1%	1.9%	64.2%	10.0%	9.8%	0.4%
何とも言えない	66	24.2%	1.5%	63.6%	3.0%	18.2%	0.0%



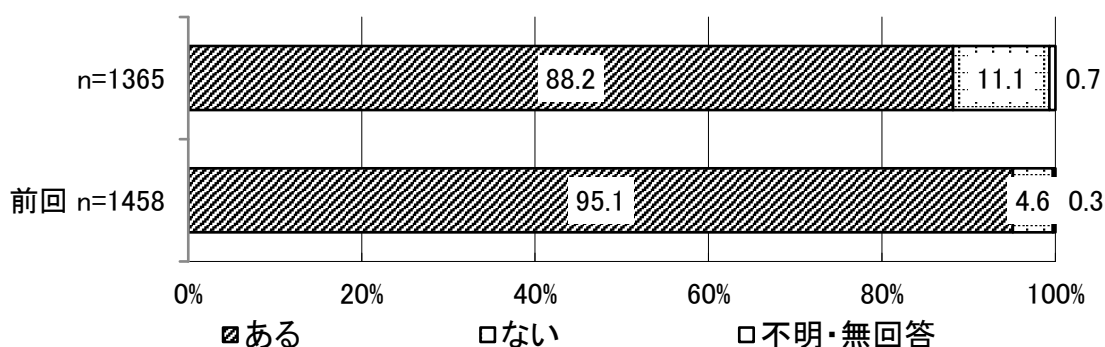
《気軽な相談先が「ない」という保護者の割合が上昇》

- ▶ 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無について、前回調査と比べて、「ない」の割合が上昇（就学前児童 3.3%→8.3%、小学生 4.6%→11.1%）しています。
- ▶ 就学前のお子さんの障がいの有無について“発達支援・医療的ケア等が必要”な場合は、「ない」が16.7%と“（障がい等に）該当しない”場合（7.5%）と比べて高くなっています。

図表29 《子育てに関して、気軽な相談先の有無》【就学前児童の保護者調査】



図表30 《子育てに関して、気軽な相談先の有無》【小学生の保護者調査】



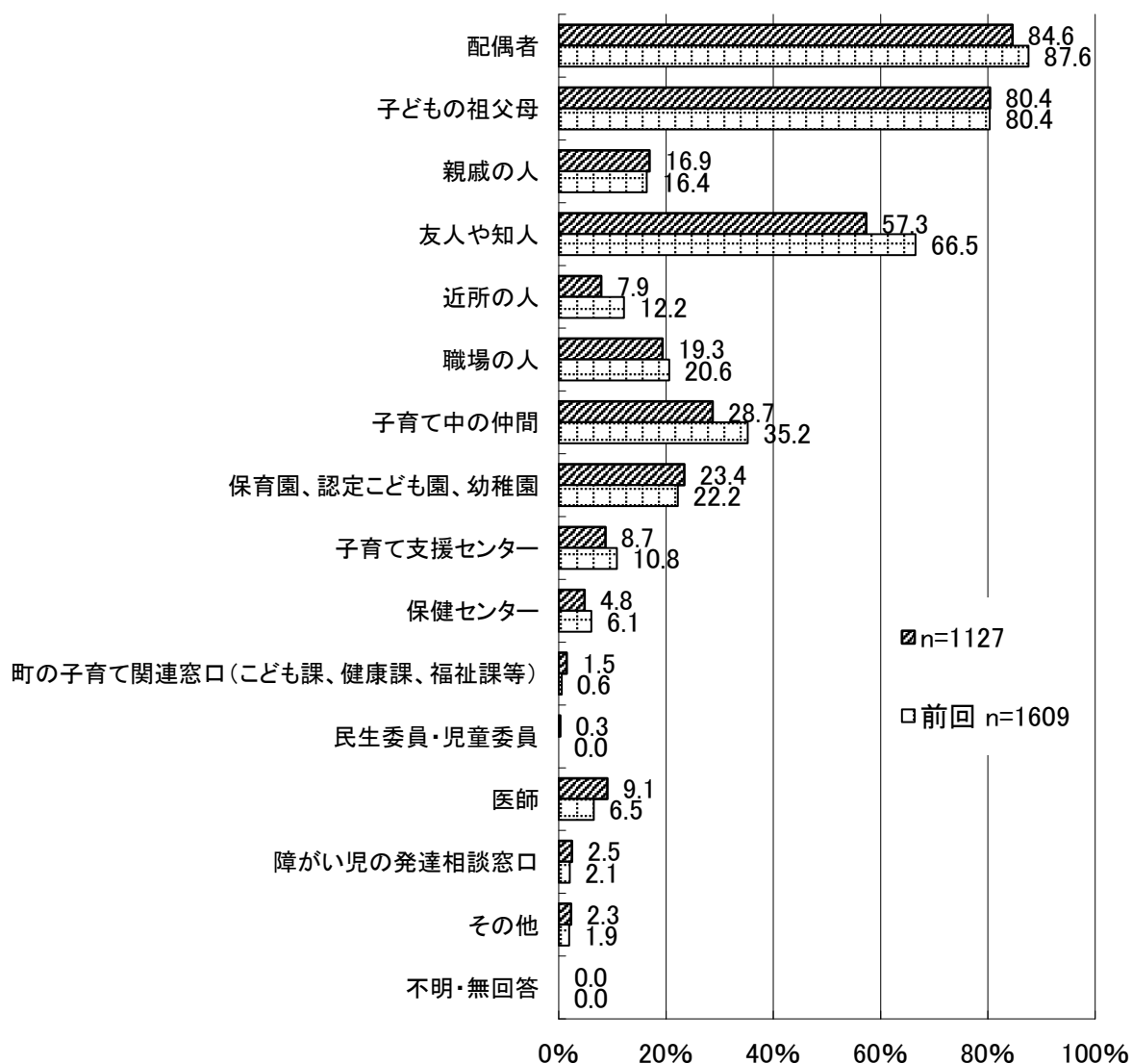
〈お子さんの障がい等の有無別〉【就学前児童の保護者調査】

	回答者数	ある	ない	不明・無回答
全体	1238	91.1%	8.3%	0.6%
障がい等の有無				
発達支援・医療的ケア等が必要	120	83.3%	16.7%	0.0%
上記に該当しない	1107	92.1%	7.5%	0.4%

《気軽に相談先として「友人や知人」や「子育て中の仲間」をあげる割合が低下》

- ▶ 子育てに関する気軽に相談先について、前回調査と比べて、「友人や知人」（66.5%→57.3%）や「子育て中の仲間」（35.2%→28.7%）の割合が低下しており、少子化やコロナ禍等の影響による親同士のコミュニケーションの希薄化がうかがえます。

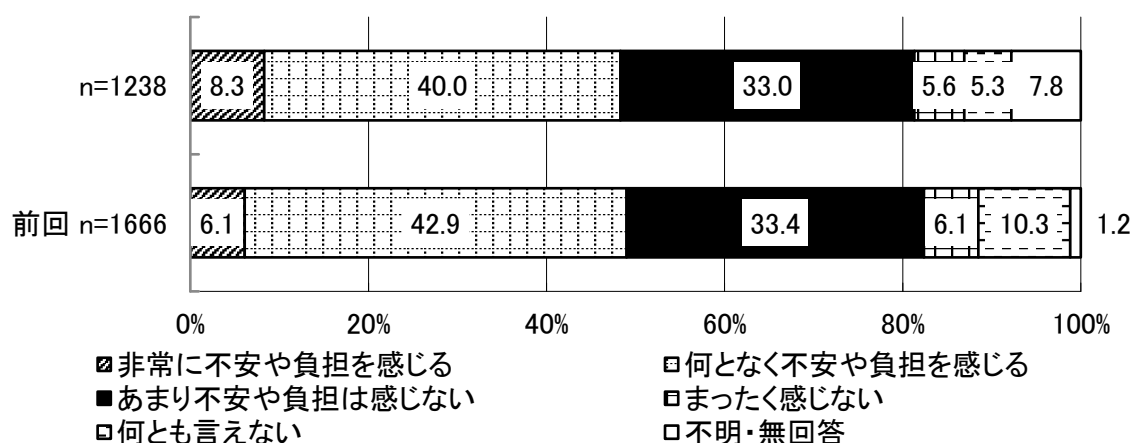
図表31 《子育てに関して、気軽に相談先》【就学前児童の保護者調査】



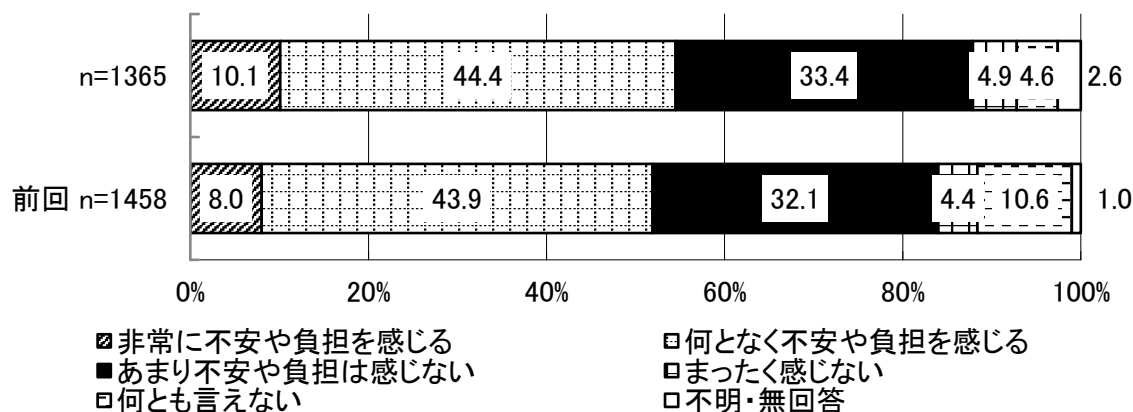
《保護者の約半数が子育てに不安や負担を感じている》

- ▶ 子育てに対する不安や負担感について、「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた割合は、就学前児童の保護者では48.3%、小学生の保護者では54.5%となっており、それぞれ約半数の保護者が不安や負担感を感じています。
- ▶ 子育てに対する不安や負担感について、「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた割合は、小学生のお子さんの障がいの有無について“発達支援・医療的ケア等が必要”な場合では70.4%と、“（障がい等に）該当しない”場合（52.6%）と比べて高くなっています。

図表32 《子育てに対する不安や負担感》【就学前児童の保護者調査】



図表33 《子育てに対する不安や負担感》【小学生の保護者調査】



〈お子さんの障がい等の有無別〉

	回答者数	非常に不安や負担を感じる	何となく不安や負担を感じる	あまり不安や負担は感じない	まったく感じない	何とも言えない	不明・無回答
全体	1365	10.1%	44.4%	33.4%	4.9%	4.6%	2.6%
障がい等の有無							
発達支援・医療的ケア等が必要	152	23.0%	47.4%	21.1%	1.3%	3.3%	3.9%
上記に該当しない	1199	8.5%	44.1%	35.0%	5.3%	4.8%	2.3%

《就学前児童の保護者では、遊び場の充実を求める意見が最も多い》

- ▶ 子育て全般に関する自由意見について、就学前児童の保護者では「遊び場（児童館や公園等）の充実」に関する意見が最も多く寄せられており、次いで「給付金等、経済的支援の充実」、「一時保育の充実」、「保育園の受け入れ枠不足」と続いています。

図表34 《子育て全般に関する自由意見》【就学前児童の保護者調査】

主な意見要旨	件数
遊び場（児童館や公園等）の充実	83 件
給付金等、経済的支援の充実	34 件
一時保育の充実	30 件
保育園の受け入れ枠不足	25 件
病児・病後児保育の充実	23 件
仕事と子育ての両立が難しい	22 件
放課後の居場所づくり・放課後児童クラブの充実	22 件
育休退園の改善	21 件
子育て支援施設（子育て支援センター等）の充実	17 件
保育園の開園日・時間の拡大（早朝預かり、休日保育等）	14 件
医療（産婦人科・小児科等）の不足	8 件
通園・通学路の安全確保	8 件
障がい児支援、発達支援の充実	8 件
保育士の待遇改善が必要	7 件
子育て世帯への支援が手薄	6 件
子育てのイベントの充実	4 件
緊急時の預かりの場の確保	4 件
産後ケアの充実	4 件
親の就労支援	3 件
子育てに関する相談窓口の充実（電話相談等）	2 件



《小学生の保護者では、放課後の居場所づくり等を求める意見が最も多い》

- ▶ 子育て全般に関する自由意見について、小学生の保護者では「放課後の居場所づくり・放課後児童クラブの充実」に関する意見が最も多く寄せられており、次いで「遊び場（児童館や公園等）の充実」、「子供会や PTA 活動の負担軽減」、「学校行事と仕事の両立の難しさ」と続いています。

図表35 《子育て全般に関する自由意見》【小学生の保護者調査】

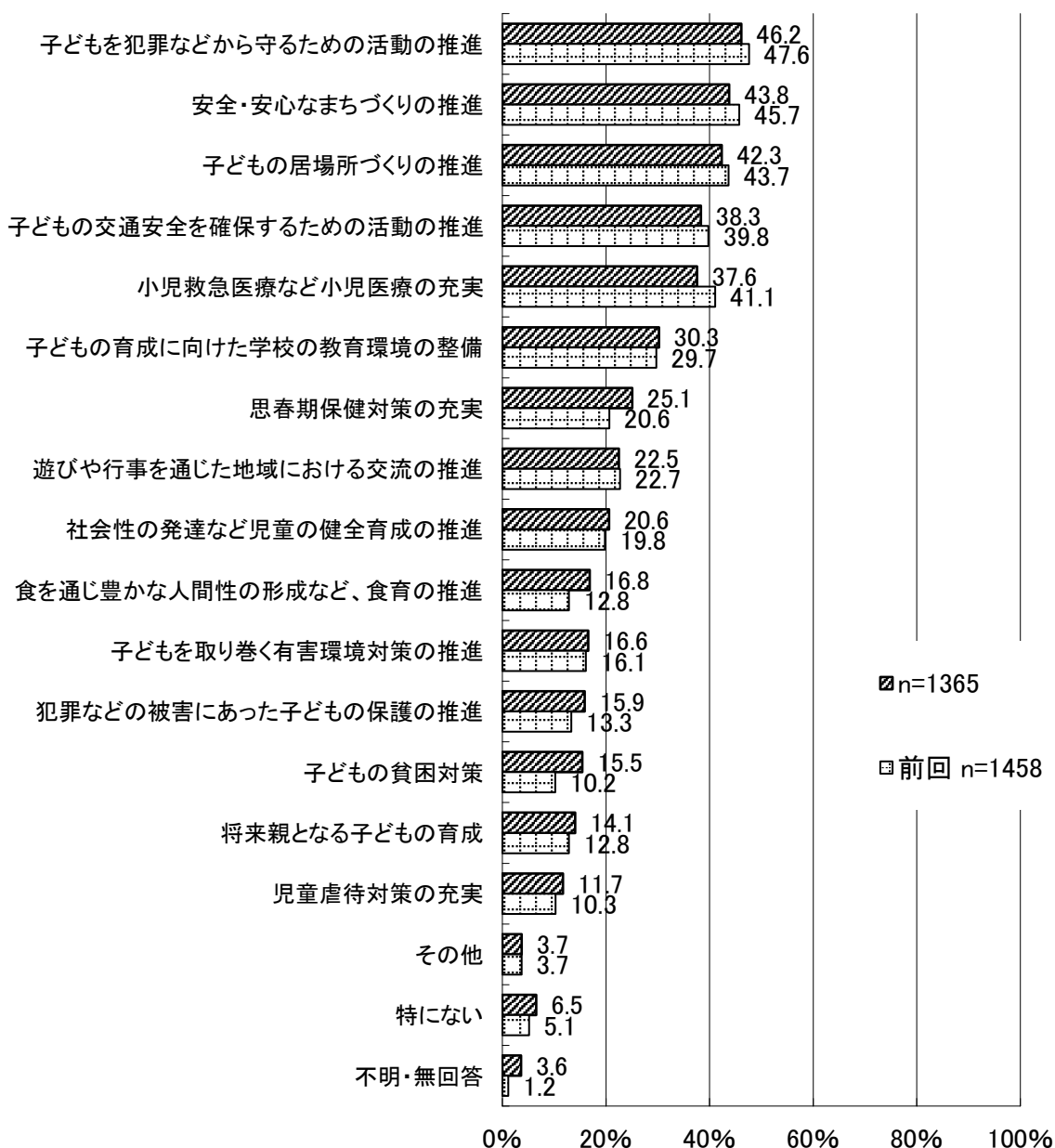
主な意見要旨	件数
放課後の居場所づくり・放課後児童クラブの充実	89 件
遊び場（児童館や公園等）の充実	64 件
子供会や PTA 活動の負担軽減	38 件
学校行事と仕事の両立の難しさ	18 件
公園や道路の管理不足	17 件
給付金等、経済的支援の充実	16 件
病児・病後児保育の充実	14 件
学校教育の質の向上	12 件
子育てに関する相談の場や保護者同士の交流の場の充実	11 件
医療（小児科等）の不足	10 件
障がい児への教育支援、発達支援の充実	9 件
不登校やいじめへの対策の充実	8 件
保育士や教員の待遇改善、質の向上	7 件
通学の安全確保	7 件
図書館や自習スペースの不足	6 件
町内への企業誘致、雇用拡大	6 件
部活動やスポーツ活動への支援	5 件
学校のトイレの改善	5 件
緊急時の預かりの場の確保	4 件
ひとり親への支援の充実	3 件



《取り組む必要性の高い施策は、安全・安心に関わるものに次いで、子どもの居場所づくりが上位》

- ▶ 幸田町の子どもに関する施策で取り組む必要性が高いと思われるものについて、「子どもを犯罪などから守るための活動の推進」が46.2%、「安全・安心なまちづくりの推進」が43.8%、「子どもの居場所づくりの推進」が42.3%となっています。

図表36 《幸田町の子どもに関する施策で取り組む必要性が高いと思われるもの》【小学生の保護者調査】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念については、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画からの理念を踏襲し、『ひろがれ 子育て支援の輪 伸ばそう伸びよう幸田っ子』とします。

- 子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識の下に、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、全ての子どもが個人として尊重され、自己肯定感を持ちながら、自分らしさと主体性を持った大人に成長することをみんなで応援していくまちづくりを目指します。
- なお、本町では、子どもの権利を保障し、子どもが生きていくことの喜びを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支えあう仕組みを定めることにより、子どもを大切にするまちの実現を目的として、「幸田町子どもの権利に関する条例」を制定しており、本計画に基づく子ども・子育て支援は、子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考えるという「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。

【第3期の基本理念】

ひろがれ 子育て支援の輪
伸ばそう伸びよう幸田っ子



2 基本目標

本計画では、基本理念とともに、第1期から踏襲している3つの基本目標の実現に向けて、計画を推進していきます。

基本目標1：安心して産み、育てることのできるまちづくり

国の成育基本法と成育医療等基本方針に基づき、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、子どもが大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、安心して子どもを産み、心身の健やかな成育につながるよう、必要な支援を切れ目なく提供します。

また、妊娠・出産・子育てに不安や悩みを抱える妊産婦や子育て世帯、子ども（ヤングケアラーを含む）を対象に、相談支援や情報提供の充実を図るとともに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや保護者が本町で安全・安心に暮らし続けられるよう、ニーズに応じた子育て支援サービスや教育・保育サービスの充実、経済的負担の軽減に努めます。

さらに、子育てに魅力や喜び、楽しさを感じることができるよう、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備に努めます。

基本目標2：子どもたちがのびのびと育つまちづくり

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

子どもが、乳幼児期や学童期における基本的な生きる力の獲得や心身の健全な発達を通じて、豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、心身の健康づくりへの支援とともに、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの居場所づくりに努めます。

また、地域の関係者が連携して家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、「幸田町子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を守るまちづくりを推進します。

基本目標3：子育てをみんなで支えあうまちづくり

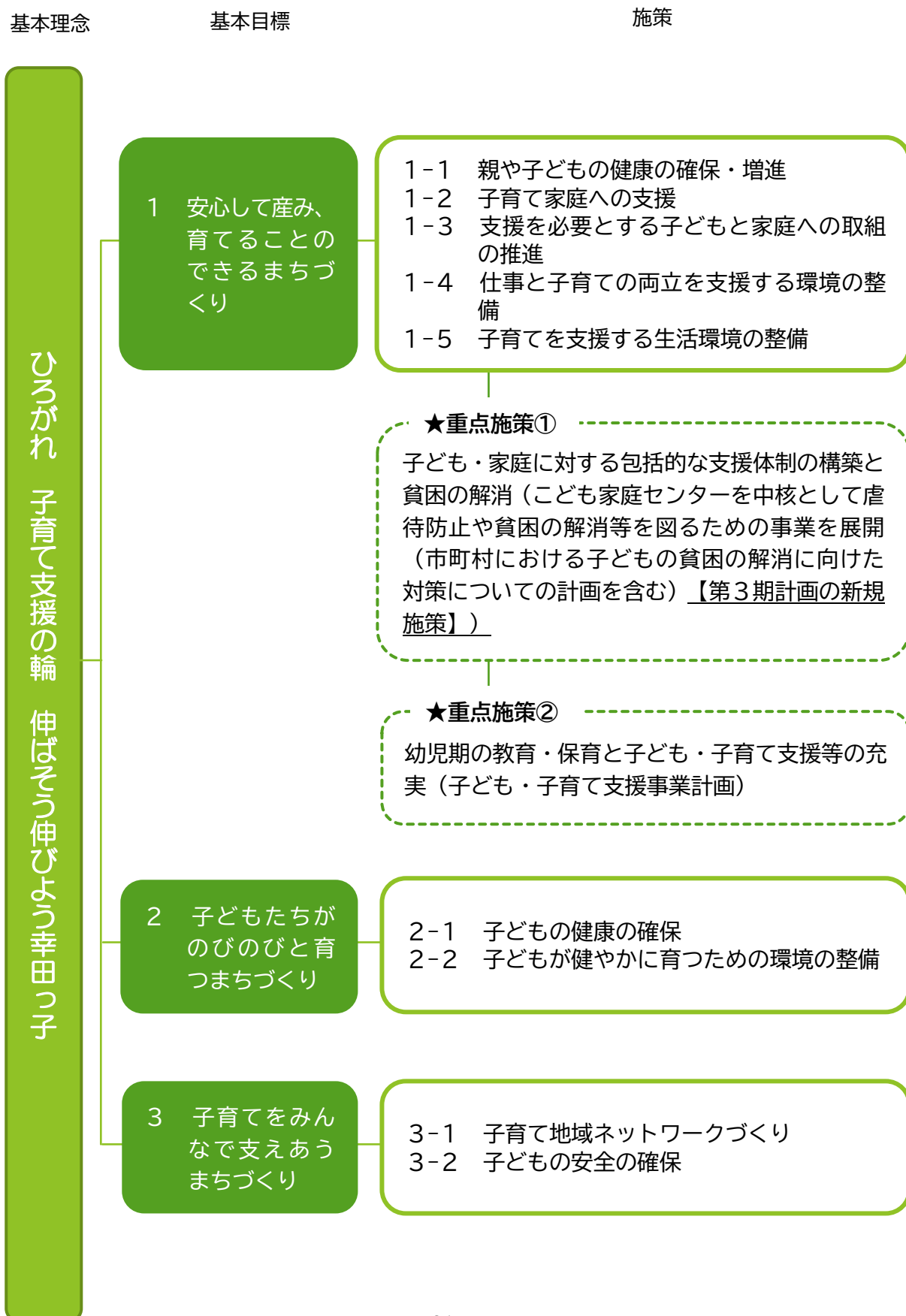
次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の理念にあるように、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、保護者が「独りで子育てをしているのではない」という感覚と自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくりが必要です。

親としての成長を支援し、自分の子どもの有無に関わらず、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会を目指し、子どもを事故や犯罪等から守る活動をはじめ、必要な取組を進めていきます。

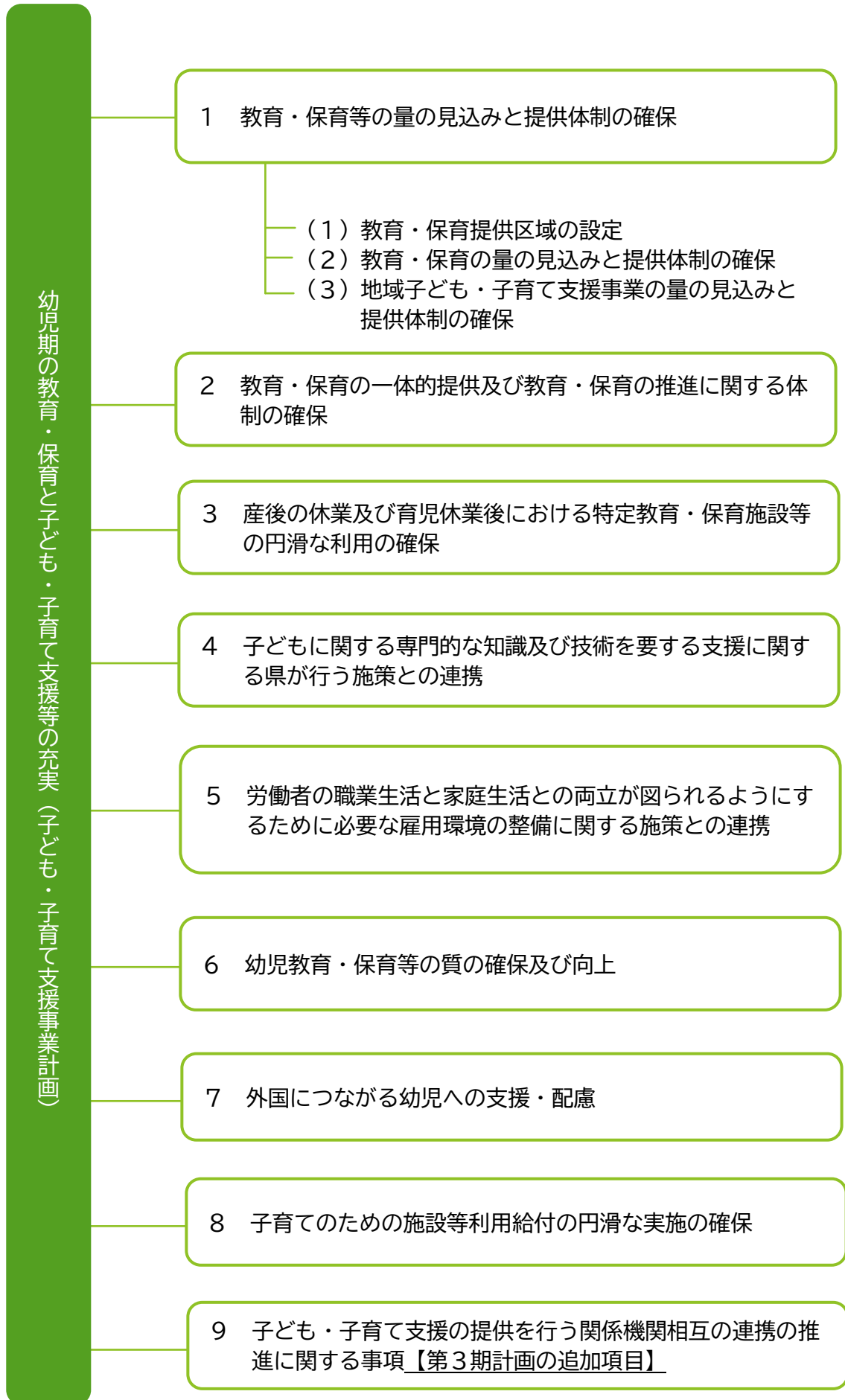
3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表37 本計画の施策体系



図表38 子ども・子育て支援事業計画の施策体系

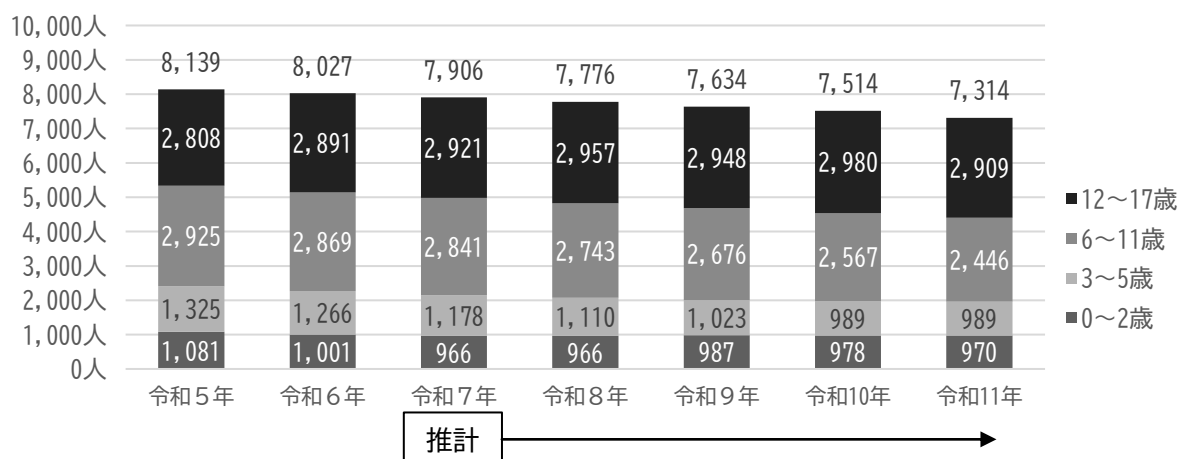


4 計画フレーム

本計画期間の推計児童人口（18歳未満人口）は、令和11年には7,300人台となり、令和6年比で700人以上の減少を見込んでいます。

また、年齢区分別では、12～17歳人口は令和6年比で増加し、そのほかの年齢区分はいずれも減少の見通しとなっています。

図表39 年齢区分別児童人口の推計（単位：人）



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性こども比：平成31年から令和6年の各年における女性こども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性こども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性こども比として算出。

第4章 分野別施策の取組（次世代育成支援行動計画）

1 安心して産み、育てることのできるまちづくり

1-1 親や子どもの健康の確保・増進

本町では、安心して出産や子育てをしてもらえるよう、子育て世代を包括的にサポートする機関として「幸田町子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供してきたほか、各種母子保健事業の実施を通じて、産前産後等の母子の健康を支える取組に努めてきました。

今後は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した「幸田町こども家庭センター」を新たに設置し、生まれる前の母子の健康から学齢期の子どもの健康まで、切れ目なく一貫した伴走型の相談支援と健康づくり支援に努めていきます。

（1）安全な妊娠・出産への支援

- ① 各種健診や教室等を通じて、安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。
- ② 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の充実に努めます。
- ③ 妊産婦やその家族が安心した状態で生活ができるよう、不安の軽減や虐待の予防を見据えつつ、伴走型の相談支援を通じて、必要な情報提供に努めます。
- ④ 子育てについて、父親や家族の理解と育児参加を促進していきます。
- ⑤ 不妊に悩む方への支援として、医療費助成や医療機関等の情報を提供していきます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
母子健康手帳の交付	母子保健法第16条の規定により妊娠の届出をしたものに対して母子健康手帳を交付する。	今後も関係機関に早期届出協力の周知をし、妊娠11週以内の交付率の維持・向上を図る。	健康課
妊婦一般健康診査（医療機関委託）	医療機関委託による妊婦一般健康診査を行う。	継続実施を図る。	健康課
妊婦・産婦歯科健康診査（医療機関委託）	医療機関委託による妊婦・産婦歯科健康診査を行う。	受診率の向上を図るため、受診勧奨を徹底する。	健康課
マタニティ教室（パパママ編）	子育て情報や相談の場について情報提供し、虐待予防、育児不安の軽減を図る。 交流の場とし、仲間づくりの機会とする。	虐待予防の視点も盛り込みつつ、産後の育児について父母の役割を伝える。	健康課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療にかかった自己負担額の 1/2 以内を助成する（最高5万円）。	事業のさらなる周知徹底とニーズに応じた助成を実施する。	健康課
マタニティ教室（母乳育児編）	妊娠等に対する知識の普及及び保健指導を行う。 妊婦同士の交流の機会を提供する。 母乳育児の推進、子育て情報や相談の場について情報提供し、虐待予防、育児不安の軽減を図る。	受講率の向上を図るため、受講勧奨を徹底する。	健康課
産後ケア事業	出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、支援が必要と判断された母子を対象に、医療機関や助産院で身体ケアや育児サポートなどを提供する。	産後も安心して子育てができるよう、今後も宿泊型、デイサービス型、訪問型の3種を提供できる支援体制を確保し、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う。 また、国の方針に基づき、事業の充実を図る。	健康課
妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施する。	妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせたかたちで、継続的に実施する。	健康課
【新規】※ こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う。	令和8年度中にこども課内にこども家庭センターを設置し、面接や家庭訪問などを通じて、様々な悩みを抱える子ども、妊産婦、子育て世帯に寄り添い、継続的な相談や必要な支援を行う。	こども課 健康課

※【新規】は、令和7年度以降に新たに実施する事業（以降も同様）



(2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

- ① 訪問指導や相談対応を通じて、発育・育児等に関する助言等を行います。
- ② 予防接種の早期実施の徹底、各種健康診査の受診率を維持し、疾病の早期発見や健診後のフォローによる発達支援に努めるとともに、乳幼児・学童のむし歯予防に努めます。
- ③ 妊娠中の飲酒や喫煙の子どもへの影響及び乳幼児の事故を未然に防ぐための啓発に努めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
新生児等訪問指導	母子保健法第 11 条により、育児不安や育児上心配のある新生児等の保護者に対し家庭訪問により発育、育児等に関する助言を行う。	保健師・助産師の訪問により児の発育・育児などに関する助言を行い、育児不安等を持つ家庭への必要な支援の充実に努める。	健康課
未熟児（低出生体重児）訪問指導	未熟児（低出生体重児）について、訪問により適切な養育指導を行う。	平成 25 年度から開始した保健師による低出生体重児訪問をはじめ、保健師・助産師の訪問において育児不安等を持つ家庭への必要な支援の充実に努める。	健康課
母乳相談	母乳哺育確立のための授乳指導等を行う。母親の育児不安の軽減を図り育児支援を行う。	専門職を配置し、より専門的な相談対応など、育児支援に努める。	健康課
乳児一般健康診査	医療機関委託による乳児一般健康診査を行う。	継続実施を図る。	健康課
乳幼児健康診査（4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月、3 歳）	母子保健法第 12 条、13 条により実施する。1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査では、歯科健診、フッ素塗布も実施する。	比較的高い受診率を今後も維持し、発育・発達への支援を図る。	健康課
2 歳児歯科健康診査	保健センターで、集団歯科健診・フッ素塗布・歯科保健指導・（育児発達相談）等を行う。	比較的高い受診率を今後も維持し、発達への支援を図る。	健康課
予防接種	予防接種法による定期予防接種（A 類疾病）を実施する。 ポリオ、BCG、五種混合、四種混合、三種混合、二種混合、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合）、ヒブ、肺炎球菌、水痘、ロタ、B 型肝炎、HPV	比較的高い受診率を今後も維持し、病気の予防を図る。	健康課
子育てマップやガイドブックの配布	子育てに関する町事業の案内を行う。	配布場所を拡大しつつ、活用促進を図る。	こども課 （子育て支援センター）

1-2 子育て家庭への支援

本町では、「幸田町子育て世代包括支援センター」をはじめとする相談窓口の設置や訪問事業の実施を通じて、きめ細やかな子育て支援を行うとともに、各種媒体を通じた情報提供に努めています。

また、各種教室の開催や子育てサークルの活動支援を通じて、親子の遊び場の提供とともに、保護者同士の情報交換や仲間づくりの支援に努めています。

今後も、全ての子育て家庭への支援を行うという観点から、発育・発達に関する相談支援や情報提供、遊び場の提供とともに、親子のふれあいや保護者同士の交流活動の促進を図ります。

また、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、子育て支援に関する各種事業の充実を図るほか、ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策を図るため、子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策・事業の継続実施に努めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

- ① 新設するこども家庭センターをはじめ、悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりや専門家への相談窓口設置など、多種多様な相談に対応できる包括的な相談体制の充実に努めます。
- ② 全ての子育て家庭が必要な情報を得られるよう、子育て情報誌等を通じた情報提供の充実とともに、各種講座や教室を開催し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。
- ③ 児童館活動をはじめ、親子で遊べる安全な場所や、親子がふれあえる場所の確保を図ります。
- ④ 乳幼児等の遊び場の充実に努めます。
- ⑤ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、ニーズに応じた事業の充実や家庭支援のための新規事業の実施を検討します。

【主要事業の概要と方針】

■相談体制

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	育児不安の増大する出生後早期に地域の先輩ママである赤ちゃん訪問員が家庭訪問を行い、子育ての孤立化を防ぐ。 また、支援が必要な家庭は、早期に支援につなぐことで、適切な育児の継続を支援する。	継続実施を図る。	健康課
乳幼児健康相談	育児に不安を抱える保護者に対しての相談の機会を設ける。	継続実施を図る。	健康課
家庭訪問事業 (妊婦・産婦・新生児・乳幼児・その他)	発育・発達・育児等各種相談に家庭訪問で対応する。(保健師・栄養士)	妊婦から乳幼児、虐待予防、子育て支援、未熟児と対象が拡大しており、様々な相談に対応できるよう、事業の充実に努める。	健康課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
面接・電話相談（妊婦・産婦・新生児・乳幼児・その他）	発育・発達・育児等各種相談に 来所面接・電話で対応する。（保健師・栄養士）	事業の周知徹底を図る。	健康課
子育て相談	子育てに関する相談に対応する。	事業の周知徹底を図る。	こども課 （子育て支援センター）
教育相談	青少年に関する問題・悩みの相談、指導を実施する。	継続実施を図る。	学校教育課
発育・発達相談体制の整備充実	近隣市、医療機関等関係機関との連携の下に「発育・発達相談体制の整備充実」を図る。	専門機関の支援が必要な場合には、岡崎市こども発達センター等の関係機関との連携の下に早期発見・早期支援につながるよう努める。	こども課 健康課
利用者支援事業（こども家庭センター型）	母子保健コーディネーターや保健師等が、地域の関係機関と連携しながら、安心して出産・子育てができるように一緒に考え、サポートを実施する。	令和8年度中にこども課内に設置するこども家庭センターを通じて、引き続き、面接や家庭訪問などを実施し、様々な悩みを抱える子ども、妊産婦、子育て世帯に寄り添い、継続的な相談や必要な支援を行う。	健康課
【新規】 地域子育て相談機関の設置	住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。	全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができるよう、令和8年度中にこども家庭センター内に、1か所整備する。 子育て支援センターと連携調整を図りつつ、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会の増加に努める。	こども課

■情報提供

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て情報誌「あいあい」の発行	子育てに関する情報を親しみやすく掲載する。	継続実施を図る。	こども課 （子育て支援センター）
子育てマップやガイドブックの配布〈再掲〉	子育てに関する町事業の案内をする。	配布場所を拡大しつつ、活用促進を図る。	こども課 （子育て支援センター）
子育て支援センター活動のPR	保健センターでの各種健診時に出向きPRする。	今後も各種健診時や行事等の際に周知徹底を図る。	こども課 （子育て支援センター）

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
こうた赤ちゃんガイドの配布	母子健康手帳交付時や乳児のいる転入者に配布。妊娠期から子育て期に関する情報や母子保健事業等を盛り込み情報を提供する。	継続実施を図る。	健康課

■各種教室・親子ふれあい

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
児童館活動	児童館の活動の周知と、利用を呼びかけ、子どもたちに健全な遊び場を提供して、情操豊かな児童を育成する。 学校外での遊びや学びの拠点として、通常活動のほかに行事やイベントの企画に創意工夫を凝らし、子育て支援を行う。	各児童館で行事やイベントの継続的な開催を図る。 坂崎及び幸田小学校区に児童館又は児童交流施設を建設する方針とする。	こども課
離乳食講習会 (前期・後期)	離乳食についての講義や実演等により、離乳食や望ましい食生活を習得させる。	離乳食の知識の習得、保護者の適切な食生活の重要性を啓発する。 後期離乳食講習会にて歯科衛生士による口腔機能指導を行う。	健康課
わくわくあそびランド	親子のふれあい遊びを提供する。	今後も内容の充実と父親・祖父母が参加できる機会の継続を図る。	こども課 (子育て支援センター)
子育てサークル活動の支援	育児の情報交換や子育ての相互協力の場とする。仲間づくりをしながら自主的なサークル運営ができるようにする。	今後も活動への参加促進を図るため、各種健診時や行事等の際の勧誘を継続する。	こども課 (子育て支援センター)
ぴよぴよサロン	親子でふれあい遊び等をしたり、お母さん同士で情報交換をする。	継続実施を図る。	こども課 (子育て支援センター)
親子ふれあいひろば	未就園児とその保護者を対象とした親子の遊び、体験学習を通じ、情報交換、仲間づくりを支援する。	情報交換や仲間づくりの場として、継続実施を図る。	文化スポーツ課

■遊び場

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
住民広場等の整備	住民広場、児童遊園、ちびっ子広場を整備する。	適正管理に努める。	こども課
保育園の園庭開放	就園前児童及び保護者を対象に保育園の園庭を開放し、親子の遊びと交流の場所を提供する。	継続実施を図る。	こども課
都市公園の整備	利用しやすい公園づくりをする。	適正管理に努める。	都市計画課

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
時間外保育事業（延長保育事業）	11 時間を超えて保育を行う。	ニーズへの対応を図る。	こども課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う。	平成 26 年度から、放課後子ども教室は放課後児童クラブとして一本化しており、ニーズが増加していることを踏まえつつ、受入体制の充実を図る。	こども課
子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）を実施する。	ニーズへの対応を町外の児童養護施設等の利用を前提に図る。	こども課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	ニーズへの対応を図る。	こども課 （子育て支援センター）
一時預かり事業	保育園その他の場所での一時預かりを行う。	私立園も含め、一時預かり事業の拡充を進める	こども課
病児・病後児保育事業（病後児対応型）	病気の回復期及び病後児を医師の意見書を基に預かり、子育てと仕事の両立の支援を図る。	改善点等を確認しながら、安全な預かりに努める。	こども課 （子育て支援センター）

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と提供会員で構成する子どもの送迎・預かりサービスを行う。	事業の周知徹底を図り、依頼・提供・両方会員の登録者数の増加と利用促進を図る。	こども課 （子育て支援センター）
こんにちは赤ちゃん訪問事業〈再掲〉	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	継続実施を図る。	健康課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	今後も要保護児童対策実務者会議やケース検討会議等で検討し、必要な家庭への支援を図る。	こども課
妊婦一般健康診査（医療機関委託）〈再掲〉	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	継続実施を図る。	健康課
子育て世帯訪問支援事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う。	関係課や関係機関と情報共有を図りつつ支援対象者の把握に努めるとともに、訪問支援員の確保等、事業の実施体制の強化に努める。	こども課
【新規】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する。	関係課や関係機関と情報共有を図りつつ支援対象者の把握に努めるとともに、実施場所や支援員の確保等、事業の実施体制の確保に努める。	こども課
【新規】 親子関係形成支援事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う。	乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等との情報共有を通じて支援対象者の把握に努めるとともに、委託事業者の確保等、事業の実施体制の確保に努める。	こども課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
産後ケア事業 〈再掲〉	出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、支援が必要と判断された母子を対象に、医療機関や助産院で身体ケアや育児サポートなどを提供する。	産後も安心して子育てができるよう、今後も宿泊型、デイサービス型、訪問型の3種を提供できる支援体制を確保し、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う。また、国の方針に基づき、事業の充実を図る。	健康課
子育て応援・家事サポート事業	妊婦又は小学校就学前子どもを養育する世帯に対し、日常生活の家事支援を提供するものであり、心と体にゆとりを持って子育てに寄与する。	産後も安心して子育てができるよう、安価な利用料金で家事をサポートする。 利用しやすい仕組みづくりに努めていく。	こども課
【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。	令和8年度からの実施を予定し、必要な提供体制を整備する。	こども課

（２）教育・保育サービスの充実

- ① ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。
- ② 教育・保育施設では、地域の他世代との交流の機会を設けるとともに、情報の発信、子育ての悩み相談、親の育成などの機能の充実に努めます。
- ③ 親の就労の有無・形態で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを重視し、需要に応じた認定子ども園の誘致を推進します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
幼児期の教育・保育	子ども・子育て支援新制度等に基づき、質の高い幼児期の教育・保育（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等）を提供する。	幼児期の教育・保育について、ニーズに応じた基盤整備を進める。	こども課
保育園における地域活動の充実	世代間交流（老人クラブ等）や未就園児などへの開放等、保育園における地域活動事業の充実に努める。	今後も地域交流を大切にして、人とのふれあい関わりを大切にした保育に努める。	こども課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- ① 子育て支援センターにおいて、保育士や栄養士等の専門職がバックアップしつつ、子育て中の保護者同士のつながり、仲間づくりを促進します。
- ② 子育て支援事業についてのガイドブック（子育てマップ）を作成・配布します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て支援センターへの来館	ふれあい遊び、親同士の交流を図る。	子育て支援センターの利用者は年々増加しており、今後も行事や遊具等の充実に努める。	こども課 (子育て支援センター)
子育てマップやガイドブックの配布〈再掲〉	子育てマップやガイドブックを配布する。	配布場所を拡大しつつ、今後も関係機関の子育て支援情報を盛り込む。	こども課 (子育て支援センター)

(4) 経済的負担の軽減

- ① 高校卒業までの子ども医療費の助成をはじめ、各種一時金や医療費助成を継続します。
- ② 児童手当の支給要件の見直しなど、国の制度改正を反映しつつ、各種手当の支給を継続します。
- ③ ひとり親家庭等への各種手当・医療費の助成を継続します。
- ④ 就学困難な家庭への就学費用の一部援助を継続します。
- ⑤ 障がいのある子どもの家庭への各種手当・医療の助成を継続します。
- ⑥ 未就園の子どもがいる家庭（在宅子育て家庭）への経済的な支援を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している母親が出産したときに、出産育児一時金を支給する。	継続実施を図る。	保険医療課
子ども医療費の助成	高校3年生までの通院、入院の医療費を助成する。	継続実施を図る。	保険医療課
母子家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等において18歳以下の子どもを扶養している場合に助成する。	継続実施を図る。	保険医療課
児童手当	高校生年代修了前までの児童を監護、養育する人へ支給する。	継続実施を図る。	こども課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
児童扶養手当	18 歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
県遺児手当	18 歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
町遺児家庭扶 助費	義務教育修了前の遺児を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
特別児童扶養 手当	身体、知的発達又は精神に障がいのある 20 歳未満の児童を監護、養育する人へ支給する。	継続実施を図る。	福祉課
障がい児に対 する助成	日常生活用具や補装具購入の助成を行う。	継続実施を図る。	福祉課
就学困難な児 童への就学補 助	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対し、学用品、給食費などを支給する。	継続実施を図る。	学校教育課
特別支援教育 就学奨励費	障がいのある児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費などを支給する。	継続実施を図る。	学校教育課
私立高校授業 料補助制度	私立高等学校等に在学している生徒の保護者に授業料を補助する。	継続実施を図る。	学校教育課
奨学金支給制 度	高等学校等に在学している方で、経済的理由により修学困難な方に支給する。	継続実施を図る。	学校教育課
国民健康保険 税の減免	児童扶養手当又は就学援助による支給を受けている世帯の国民健康保険税を減免する。	継続実施を図る。	保険医療課
国民健康保険 税の減額	国保被保険者で未就学児の国保税均等割を半額減額する。	継続実施を図る。	保険医療課
国民健康保険 税の減額（産 前産後減額）	国保被保険者で妊娠及び出産された方に係る産前産後期間分の国保税均等割、所得割を減額する。	継続実施を図る。	保険医療課
【新規】 （仮称）幸田 町在宅子育て 応援金	在宅子育て家庭へ給付金を支給する。	各種子育て支援等の活用を促していく。	こども課

1-3 支援を必要とする子どもと家庭への取組の推進

本町では、「幸田町要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関の連携を通じて、虐待傾向にある家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭など、特に支援を必要とする家庭に対して、虐待の防止や早期対応に努めています。

また、ひとり親家庭の自立を支援する事業のほか、「幸田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもの発達や療育を支援しています。

今後も、関係機関と連携し、虐待防止やひとり親の自立支援、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実に努めるほか、ヤングケアラーを含め、困難を抱え、支援を必要とする子どもと家庭に対して、広く支援の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止策の充実

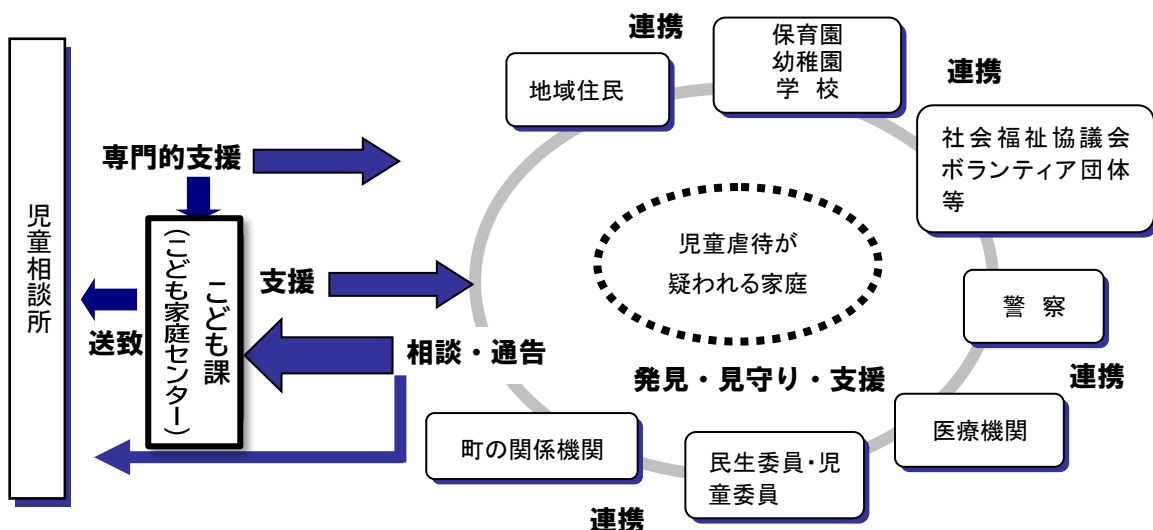
- ① 子育て家庭の孤立感・不安の解消に向けて、相談窓口となるこども家庭センターや子育て支援センターの周知と利用促進を図ります。
- ② 乳幼児健診や個別訪問、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、児童委員や住民の協力など、あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等の早期発見に努めます。
- ③ 各種協議会等を通じて、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等との連携を強化し、虐待の予防、発生後の適切な対応につなげます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て支援センター事業を通じた孤立感・不安の解消	親子教室や子育てサークルへの参加を促し、孤立感や不安の解消に努める。	今後も子育て支援センターの利用促進や相談事業の周知徹底を図る。	こども課 (子育て支援センター)
相談事業の周知	育児相談や、子育て支援センターで実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進する。	各種健診時や行事等の際に周知徹底を図る。	こども課 (子育て支援センター)
幸田町児童虐待予防の連絡体制	庁内関係部局・関係機関との連携の下、連絡網の整備や事例検討会を設置して定期的に連絡会を開催し、迅速な対応を図る。	関係機関で情報共有と今後の方針について検討し、必要な対応を図る。	こども課
住民の協力による早期発見	児童虐待を発見した場合、すぐに通告することは国民一般の義務であることやその場合の連絡先について、住民に周知し協力を呼びかける。	今後も通報義務・通報先等の周知徹底を図る。	こども課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
保育園等における早期発見	保育園、幼稚園、学校では、普段から児童虐待の兆候をいち早くキャッチできるよう親や子どもの様子に注意を払い、児童虐待を発見したら、こども課に通告（相談）する。	早期発見・早期対応に努める。	こども課
養育支援訪問事業〈再掲〉	特に必要と判断する家庭に、訪問支援やヘルパーによる家事支援等を実施し、適切な養育実施を確保する。	今後も要保護児童対策実務者会議やケース検討会議等で検討し、必要な家庭への支援を図る。	こども課
幸田町要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見、関係機関の連携、情報交換等を目的に町内関係機関の代表者会議を行う。	要保護児童の状況把握・支援が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図る。	こども課
幸田町要保護児童対策実務者会議	毎月1回実務担当者会議を行い、要保護児童の状況を共有化し、関係機関での役割分担を明確にする。	関係機関で情報共有・今後の方針について検討する。	こども課
幸田町要保護児童対策ケース検討会議	要保護児童の適切な保護を図るために検討を要する事例がある場合に、随時開催する。	今後も随時ケース検討会議を開催し、要保護児童の家庭の全体像の把握とともに、関係機関の役割分担を明確化し、対策の充実に努める。	こども課
【新規】 こども家庭センターの設置〈再掲〉	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う。	令和8年度中にこども課内にこども家庭センターを設置し、ヤングケアラーを含む、困難な状況におかれている子どもや子育て家庭への継続的な相談や必要な支援を行う。	こども課 健康課

図表40 児童虐待への対応の関係図



(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ① 就業支援として、母子家庭の母等が経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の活用を促進します。
- ② 養育費の確保など、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
自立支援・就業支援に関する事業の周知	母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等を情報提供する。	相談員や自立支援センターを通じて、今後も周知徹底を図る。	福祉課
母子・父子福祉団体への支援	寡婦の方が生活の安定や向上を目指して自主的に活動する団体を支援（社会福祉協議会を通じ助成）する。	社会福祉協議会を通じた支援継続を図る。	福祉課
母子生活支援施設の利用支援	親子が自立した生活を送れるよう支援する施設（町外）について、情報提供を実施する。	引き続き情報提供を継続する。	福祉課

(3) 障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童への施策の充実

- ① 発育・発達相談体制の整備充実、早期療育体制の整備に努め、心身の発達に心配のある児童とその保護者に対して、医師・保健師など関係機関が連携し、適切な助言・指導に努めます。
- ② 障がい等の早期発見・早期支援に向けて、精密検査が必要な場合、適切な医療機関や相談機関について情報の提供を行い、フォローを確実にを行います。
- ③ 医療的ケアを必要とする児童とその家庭への支援を図ります。
- ④ 心身の発達に心配のある子どもへの支援や療育・教育内容の充実を図ります。
- ⑤ 地域生活の様々な場面における参加・包摂（インクルージョン）を進めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
発育・発達相談体制の整備充実（再掲）	近隣市、医療機関等関係機関との連携の下に「発育・発達相談体制の整備充実」を図る。	専門機関の支援が必要な場合には、岡崎市こども発達センター等の関係機関との連携の下に早期発見・早期支援につながるよう努める。	こども課 健康課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
早期療育体制の整備	乳幼児への各種健診を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見に努める。	今後も関係職員が研修会等に参加し、知識・意識の向上に努める。	健康課
フォロー体制の整備	健康診査の結果、問題が発見された子どもに対して、保健師等によるフォローアップを行う。また、専門職（心理発達相談員等）の確保にも努める。	今後も関係職員が研修会等に参加し、知識・意識の向上に努める。	健康課
情報の提供	療育や相談機関等の情報を提供する。	対象に合わせた情報を提供できるように、今後も関係職員が研修会等に参加し、知識・意識の向上に努める。	健康課
医療的ケア児在宅支援事業	在宅の医療的ケア児の健康と保護者の介護負担の軽減を図るため、自宅又は教育・保育施設等に看護師等の専門職を派遣し、医療的ケアや療養上の世話を提供する。	継続実施を図る。	福祉課
くれよんルーム（発達相談指導事業）	言語発達等で要経過観察と判断された児童を持つ保護者に対し、集団遊びを通して児童との関わりを学んでもらい、児童の心身の発達を促す。	保護者・保健師・保育士の療育への取組の学習の場として、各専門家と連携した支援につなげていく。	こども課
たんぼぼ相談室（心理発達相談）	発達の心配や育児不安等のある親子に対し、専門的な判断・指導・助言を行う。	相談内容や保護者の意識に寄り添い、適切な利用勧奨を行うとともに、専門的な指導・助言を行う。	健康課
療育手帳交付	知的障がいのある人に対して交付する。	継続実施を図る。	福祉課
身体障害者手帳交付	身体に一定以上の永続する障がいを有する人に交付する。	継続実施を図る。	福祉課
通級指導	通常学級に在籍し、発達障がい等で特別な支援を必要とする児童・生徒に個別の支援を行う。（小学校）	小学校、中学校ともに全校配置により、今後も個別の丁寧な支援を図る。	学校教育課
教育支援委員会	障がいがあると思われる幼児、児童・生徒について、学校長や専門家が観察結果等から就学先を検討する。	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
就学相談	障がいがあると思われる幼児について県教育委員会主催早期教育相談や町教委にて該当校等の連絡調整を図り、就学相談を行う。	健康課や町内幼稚園・保育園との連絡を密にし、早期教育相談の実施を図る。	学校教育課
特別支援教育	障がいがある児童・生徒に対して、発達に合わせた学習指導を行う。	継続実施を図る。	学校教育課
こども発達センター等と連携した地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもについて、地域生活の様々な場面における参加・包摂を進める。	教育・保育施設や放課後児童クラブでの受入れのための体制確保（職員の加配等）に努めるなど、地域生活への参加・包摂（インクルージョン）のための支援に努める。	こども課



1-4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

本町では、「幸田町男女共同参画プラン」に基づき、男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくりを進めており、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知とともに、啓発イベント等を開催しています。

今後も、男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革とともに、ニーズに応じた保育サービスの充実や放課後児童対策の推進を図ります。

(1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し

- ① 子育て応援の日（はぐみんデー（毎月第3日曜日））の周知・推進を図ります。
- ② 男女共同参画意識の高揚を目的とする広報・啓発、研修、情報提供を行います。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て応援の日（はぐみんデー）の周知・推進	県民運動として社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図る。	継続実施を図る。	こども課
男女共同参画社会テーマイベント	男女共同参画に関する住民の意識啓発を推進するため、やはぎ会こうたを中心に町民と協働でイベントを開催する。	時代・価値観の変化に対応したテーマを選定しながら、男女共同参画社会の啓発イベントとして継続実施を図る。	企画政策課
男性向け講座	男性の家庭生活における参画を促進するための講座を開催する。	継続実施を図る。	企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

- ① 仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス及び放課後児童対策の充実に努めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
幼児期の教育・保育〈再掲〉	子ども・子育て支援新制度等に基づき、質の高い幼児期の教育・保育（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等）を提供する。	ニーズに応じた教育・保育の基盤整備を進める。	こども課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈再掲〉	昼間保護者のいない小学生を受け入れ、その健全育成に役立てる。	平成26年度から、放課後子ども教室は放課後児童クラブとして一本化しており、小学6年生までを対象とする事業として、受入体制の充実を図る。	こども課

1-5 子育てを支援する生活環境の整備

本町では、子育て世代等が町内で安心して暮らせるよう、土地区画整理事業を推進しており、今後も、若い世代が広くゆとりある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け住宅の供給に努めます。

また、子どもや親子連れが安心して外出できるよう、公共施設のバリアフリー化、公園等の整備に努めます。

(1) 良質な居住環境の確保

- ① 子育て世帯に対する、ゆとりある住宅、安全な住宅の確保を支援します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
土地区画整理事業	公共施設を整備、改善し土地の区画を整え、宅地利用の増進を図る。	今後も良質な宅地供給に努める。 里、令和6年度末の事業完了予定。 新規地区（荻谷地区）、令和7年中の事業化予定。	区画整理課

(2) 安心して外出できる環境の整備

- ① 子どもや親子連れが、安心して外出でき、安心して遊べる環境の整備を進めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
遊び場・居場所の確保	公民館、図書館、学校の体育館等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童館、多世代交流施設、都市公園の充実を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	施設等の適正管理を通じて、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	こども課／文化スポーツ課 ／学校教育課 ／都市計画課



2 子どもたちがのびのびと育つまちづくり

2-1 子どもの健康の確保

本町では、「健康こうた 21 計画」及び「幸田町食育推進計画」に基づき、健康づくりや食育の推進にかかる取組に努めており、今後も子どもや保護者の健康の維持・増進のための事業や食育関連事業を推進します。

また、思春期の心と体の健康づくりにあたっては、子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。

(1) 「食育」の推進

- ① 乳幼児期から学齢期において、食に関する学習機会の確保や情報提供、食事作りの体験活動を進めます。
- ② 保育園、幼稚園、学校給食を通して、望ましい食習慣等の形成に努めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
すくすくこうたっ子 特別講座 食育編	親子で楽しく食べる体験を通じて、偏食・小食等の食生活を改善する機会の提供と実践方法を習得させる。	継続実施を図る。	健康課
離乳食講習会（前期・後期）〈再掲〉	離乳食についての講義や実演等により、離乳食や望ましい食生活を習得させる。	離乳食の知識の習得、保護者に適切な食生活の重要性を啓発する。 後期離乳食講習会にて歯科衛生士による口腔機能指導を行う。	健康課
保育園・幼稚園 給食	各園の給食室から提供される給食を通して、様々な食べ物と親しみ、食べたい物、好きな物が増えることやマナーを学ぶ等、食事を楽しめるようにする。	継続実施を図る。	こども課
学校給食	栄養教諭が各学校に出向いて巡回栄養指導、食生活アンケートの実施と食生活指導を行い、「食」の大切さを学ばせている。	継続実施を図る。	学校教育課
夏休み子ども農業体験教室	町内の小学4～6年生を対象に、農業の収穫体験を実施する。 体験を通じて「食」の現場を学習する。	ニーズも多く、参加満足度も高い事業として継続実施を図る。	産業振興課

(2) 思春期の心と体の健康づくり

- ① コロナ禍において増加した児童生徒の自殺への対策や思春期の悩み等への対応など、心の問題に対処するために、専門職の確保及び相談体制の充実に努めます。
- ② 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。
- ③ 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と防止に努めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
教育相談〈再掲〉	青少年に関する問題・悩みの相談、指導を実施する。	継続実施を図る。	学校教育課
性教育・生活習慣病予防の教育／薬物乱用防止教室	小5・6、中3で喫煙、飲酒、薬物乱用について学習、講演会を開催する。	継続実施を図る。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	学校における教育相談機能の強化を図り、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置する。	必要な配置を順次進める。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	小中学校に通う児童生徒及び保護者等を対象に、その児童生徒や保護者等が抱える家庭環境、いじめや不登校等の問題に対し、その未然防止や早期対応を図るため、関係機関につなぐとともに、支援・援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置する。	必要な配置を順次進める。	学校教育課



2-2 子どもが健やかに育つための環境の整備

本町では、次代のまちを担う人づくりの一貫として、様々な体験・交流活動を推進しているほか、地域や学校において、豊かな心や健やかな体を育む教育環境の整備とともに、子どもの権利を守るための取組を推進しています。

今後も、乳幼児とのふれあいの場の創出、遊び場の確保、居場所の確保、学習支援など、地域社会全体で子どもたちの健全育成のための環境の整備を進めるとともに、家庭教育への支援の充実に努めます。

また、子どもは権利をもつ主体であるという認識を全ての住民が共有し、子ども一人一人の意見や個性、多様性が尊重されるよう、「幸田町子どもの権利に関する条例」の周知・啓発活動等を推進します。

(1) 次代を担う人づくり

- ① 各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、教育・広報・啓発を図ります。
- ② 子どもの活動を支援する環境の整備を進めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
健康課事業託児ボランティア	保護者が安心して健康課が実施する講座が受講できるよう、託児ボランティアを育成、実施する。	ボランティアの確保に努める。	健康課
子育て専門図書の貸し出しや情報提供	保護者に対し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行う。	大人用の図書コーナー設置継続と保育士による母親向け絵本読み聞かせ会を実施する。	こども課 (子育て支援センター)
託児ボランティア養成講座	地域における子育てについての気軽な相談者・援助者の育成を目指す。	受講勧奨を図り、ボランティアの拡大に努める。	こども課 (子育て支援センター)
中高生育児ふれあい体験	中高生が就園前の子ども及びその保護者と遊びながら育児の楽しさ、大変さを体験する。	女子だけでなく、男子の参加勧奨を行いつつ、事業の継続実施を図る。	こども課 (子育て支援センター)
総合的学習における交流事業	高齢者や障がいのある方と交流し、障がいに対する理解や思いやりの心を育てる。	継続実施を図る。	学校教育課
ボランティア体験学習	中学生がイベント等の手伝いなどボランティア体験をして理解や意欲を育てる。	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育てトレーニング	子育て体験学習を実施する。	継続実施を図る。	学校教育課
遊び場・居場所の確保 <再掲>	公民館、図書館、学校の体育館等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童館、多世代交流施設、都市公園の充実を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	施設等の適正管理を通じて、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	こども課／文化スポーツ課 ／学校教育課 ／都市計画課

(2) 生きる力を育む環境の整備

- ① 児童館や図書館、学校での活動を通じて、豊かな心の育成等に努めます。
- ② 健康教育の推進やスポーツ活動の促進を通じて、健やかな体の育成等に努めます。
- ③ 自然とのふれあい活動や文化振興活動など、多様な体験を通して、子どもたちが生きる力を身につけていけるよう支援します。

【主要事業の概要と方針】

■豊かな心の育成等

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
児童館活動の充実	健全な遊び場を提供して情操豊かな児童を育成する。	各児童館で行事やイベントの継続的な開催を図る。	こども課
学校図書館活動の充実	図書館に指導員を配置し、充実を図るとともに心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成する。	継続実施を図る。	学校教育課
道徳教育推進事業	家庭や地域社会が学校と一体となって心の教育にあたる。	各校における道徳の授業の公開などを通じて、今後も家庭、地域と一体となって心の教育を推進する。	学校教育課
図書館活動の充実	児童書の充実を図る。ボランティアによる本の読み聞かせ会や子ども参加のイベントを実施する。	本の読み聞かせを通じて、子どもたちに本の持つ素晴らしさを伝えとともに、読書意欲と図書館利用の向上を図る。	文化スポーツ課

■健やかな体の育成等

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
健康教育	学校保健計画を作成し、保健教育、管理の充実を図る。	継続実施を図る。	学校教育課
スポーツ活動の推進	土日、長期休業間の対応策として、年齢、体力に応じたスポーツ活動を行う。	継続実施を図る。	文化スポーツ課
スポーツ施設の充実	子ども向けの種目を中心に年齢や体力に応じた施設設備の整備に努める。	施設の必要な修繕等を通じて、利用しやすい環境づくりに努める。	文化スポーツ課
少年スポーツクラブの育成支援	子どもたちの体力向上とスポーツを通じて社会的ルールを学ぶため積極的に支援する。	継続実施を図る。	文化スポーツ課
町民プール活動の充実	プール無料開放、水泳教室やダンス教室など多彩な教室運営を通して、施設の活用を図るとともに子どもの心身の健やかな成長に役立つ環境の整備に努める。	水泳を通じて水と親しみながら健康増進と体力向上を図り、水難に対する最低限の自己防衛力を身につけるとともに、参加者相互の交流と心豊かな人間形成を図る。	文化スポーツ課

■体験活動等

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子ども会の活性化	子ども会連絡協議会によるドッジボール大会、ソフトボール大会を開催する。	継続実施を図る。	こども課
自然体験活動の充実	自然観察会を実施する。	民間企業と連携した活動を採用入れるなど、本町の自然に触れる機会の増加を図る。	環境課
リサイクル事業の視察見学会	ごみの分別の徹底やリサイクルなど、ごみの減量化、再資源化を推進し、循環型社会の構築を図り、環境保全に努める。	民間企業のリサイクル活動の内容を採用入れるなど、ごみ問題やその対策を紹介していく。	環境課
地域に根ざした特色ある学校づくり	各校の計画により、地域に根ざした特色ある学校づくりを行う。	継続実施を図る。	学校教育課
文化振興活動の充実	合唱団やミュージカルスクールなどの各種教室運営とその発表の場を設け、施設の活用を図るとともに、音楽や演劇などを通して文化振興に努める。	継続実施を図る。	文化スポーツ課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- ① 子育てについての意識啓発や学習機会の充実を図ります。
- ② 親子のふれあいの場の創出に努めます。
- ③ スマートフォン等の普及をはじめ、現在の環境に見合った有害環境対策を進めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
ママやパパのための子育て講座	家庭が子どもの成長における基本的な場であることや、保護者が責任を持ち、家庭で温かい愛情の下、子どもを育てていくことの大切さなどの意識啓発を目的とする勉強会、講習会などを開催する。	妊婦の参加も呼びかけていくなど、受講勧奨を図る。	こども課 (子育て支援センター)
妊婦交流会	母親が出産や子育ての大切さなどを意識するとともに、孤立感や不安の解消に努める。	保育士・助産師・看護師が参加し妊婦同士の交流が深まるようにする。	こども課 (子育て支援センター)
夏休み子ども教室	親子のふれあいを促進する。	継続実施を図る。	文化スポーツ課
有害環境対策	各種メディアの享受の仕方の対処について教育する。	継続実施を図る。	学校教育課
地域に根ざした特色ある学校づくり〈再掲〉	各校の計画により、地域に根ざした特色ある学校づくりを行う。	継続実施を図る。	学校教育課
開かれた学校づくり	地域素材の教材化、地域人材の活用、学校施設の地域開放、学校運営協議会の運営などを行う。	コミュニティ・スクールの充実を図る。	学校教育課

(4) 子どもの権利を守るまちづくりの推進

- ① 「子どもの権利に関する条例」に関する様々な啓発活動を通じて、子どもの権利に関する住民意識の醸成に努めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子どもの権利に関する条例の周知・啓発活動の実施	子どもの権利擁護と自立促進のための基本方針を定める。	条例の周知・啓発活動の継続実施を図るとともに、子どもが意見を言える機会をつくる。	こども課
人権教育	人権週間期間を中心に各校の計画により、人権に関する講話や人権に関する授業等を行う。	継続実施を図る。	学校教育課 住民課

3 子育てをみんなで支えあうまちづくり

3-1 子育て支援の地域ネットワークづくり

本町では、少子化や核家族化の進行など、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、地域ぐるみで子育て支援を行うための啓発や活動推進に努めています。

今後も、こども家庭センターや子育て支援センター、保育園、幼稚園などの教育・保育・子育て支援に関する機関とともに、子育て支援のボランティアなど住民による自主的な活動との連携を強化し、協働による子育て支援の地域ネットワークづくりを促進します。

併せて、子育て家庭に寄り添い、親と子を温かく見守る雰囲気地域住民の中に広がっていくように、住民意識の啓発を図ります。

(1) 地域ぐるみの子育て支援

- ① 様々な活動を通して、地域ぐるみで子育てを支援する重要性を啓発します。
- ② 主任児童委員又は児童委員の活動の周知に努めます。
- ③ 子育て支援に地域資源（児童館や図書館等）を有効に活用します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
地域ぐるみの意識の醸成	広報やホームページの活用、町内の地域組織活動を通して地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めていく。	子どもの権利に関する条例の周知・啓発活動の継続を通じて、地域ぐるみで子育て支援を行う意識の醸成に努める。	こども課
主任児童委員又は児童委員の活動の周知	主任児童委員又は児童委員の、子育てについての相談、地域で子どもを見守り育てていく体制づくりなど、子どもが健やかに育つための活動内容について周知を図り、理解を深めていく。	継続実施を図る。	福祉課
地域資源の活用	児童館や図書館等を親子交流の場として活用していく。	継続実施を図る。	文化スポーツ課／こども課



3-2 子どもの安全の確保

本町では、犯罪の起きにくい地域づくりを目的に、地域安全ステーションの運営をはじめ、地域ぐるみの細部まで目の行き届いた防犯のまちづくりを進めています。

安全・安心のまちづくりは、保護者へのアンケート調査でも町が取り組む必要性の高い施策の上位にあがっており、今後も、子どもたちの安全・安心を確保するための取組として、交通安全教育や犯罪等に関する情報提供をはじめ、子どもを事故や犯罪等から守る活動の推進を図ります。

(1) 子どもを事故や犯罪等から守る活動の推進

- ① 交通安全、防犯・防災に関する各種訓練や教室を開催し、子ども自身の意識や対応能力の向上に努めます。
- ② 保育園・幼稚園・学校での防災対策等の充実を図ります。
- ③ 危険箇所の点検や防犯ボランティアの活動をはじめ、子どもたちを犯罪から守るため、地域全体での活動を進めます。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
交通安全、防犯・防災の取組の充実	施設、体制の強化と住民の危機管理意識の高揚を図る事業を展開する。	地域安全ステーションと警察、交通指導員、防犯ボランティアの連携による活動とともに、今後も交通安全及び防犯対策を呼びかける。 また、幸田町安全テラスセンター24の体制を整え、防災減災対策を推進する。	防災安全課
地域安全ステーションの運営	交通安全対策と防犯対策の強化を図るべく啓発拠点として管理運営している。	小中学生の見守り活動のほか、今後も不審者対応訓練など積極的な活動を推進する。	防災安全課
通学路等のカラー標示化	通学路の安全を確保するために、カラー標示化を進めていく。	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づく整備を順次図る。	土木課
防犯ホイッスルの付与	小中学生に対し登下校時の防犯に努める。	継続実施を図る。	学校教育課
有害環境対策〈再掲〉	各種メディアの享受の仕方の対処について教育する。	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
危険箇所の点検	危険箇所の点検、ガードレールや横断歩道、標識、カーブミラーなどの設置が必要な場所及び用水路などの危険箇所を点検し、事故の防止に努める。子どもの視点から、道路などの安全対策を点検し、安全なまちづくりを推進する。	幸田町通学路安全推進会議を開催して、関係課（学校教育課、防災安全課・土木課）、関係機関（岡崎警察署、西三河建設事務所）との連携により、通学路を中心とした危険箇所の減少を図る。	学校教育課／土木課／防災安全課
地域全体での取組の推進	地域住民の協力を得て、子どもたちを犯罪から守るための見回り等の意識づくりや組織づくりを進めていく。	防犯ボランティア団体の活動をはじめ、地域の防犯意識向上を図る。	学校教育課／防災安全課



第5章 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消（子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を含む）

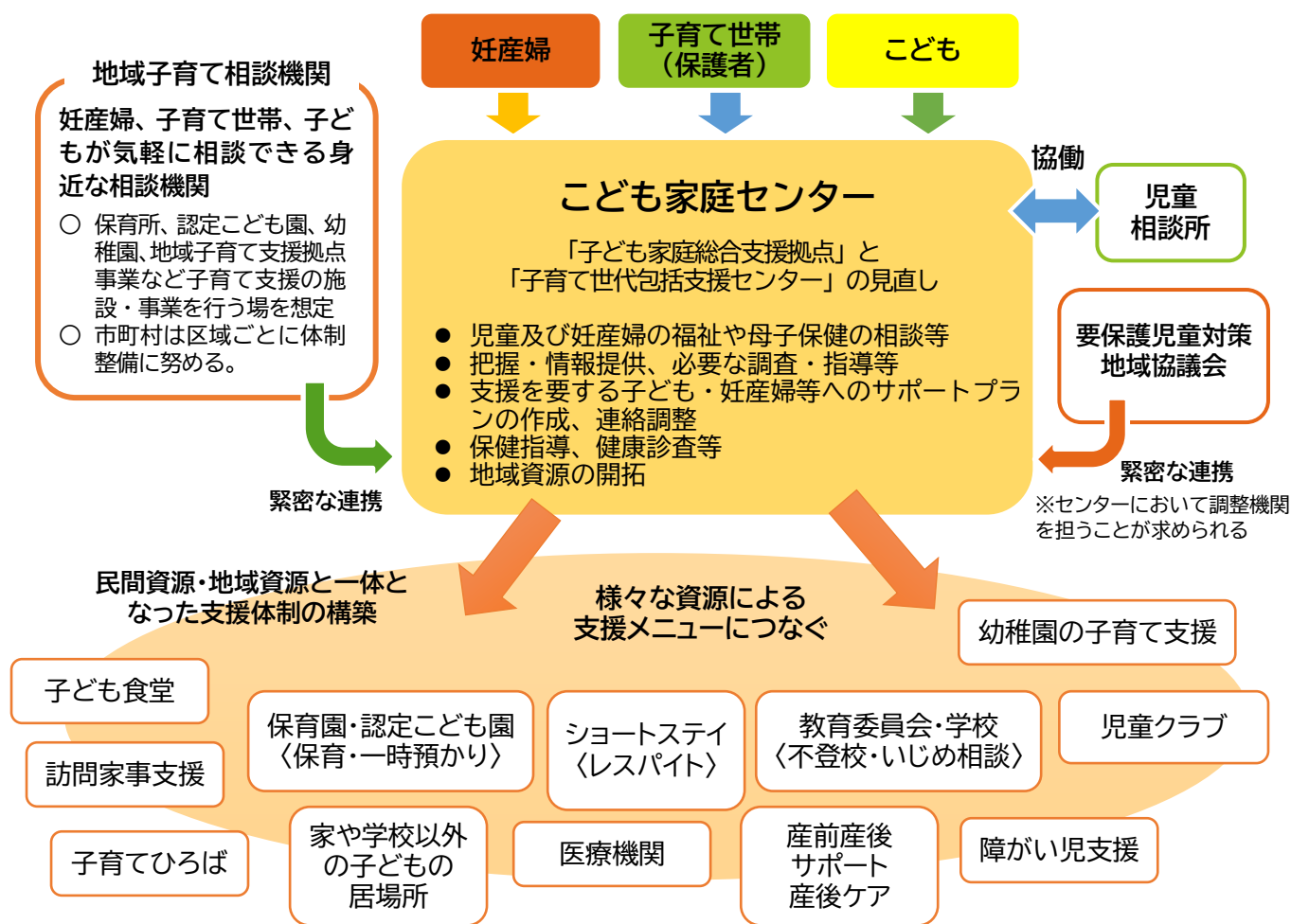
1 こども家庭センターの設置・運営

1-1 子育てに関する町の相談支援体制の現状及び課題

本町では、子育て支援に関する相談対応や家庭内の問題への相談対応などをする子ども家庭総合支援拠点と、妊娠期から出産まで、子育て期までの様々な悩みや相談に対応する子育て世代包括支援センターがそれぞれ、家庭や児童を支援してきており、今後もより一層連携や協働を円滑にしていく必要があります。

1-2 こども家庭センター設置による相談支援機能の一体化

- 令和8年度にこども家庭センターを設置し、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ、包括的な相談支援体制を構築します。
- こども家庭センターとして、地域子育て相談機関や関係主体とつながり、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントします。



出典：令和6年度度保健師中央会議行政説明 資料16「こども家庭センターについて」〈こども家庭庁支援局虐待防止対策課〉

2 家庭支援事業等の充実（ヤングケアラーの支援等）

本町は、子育て家庭への支援の充実や児童虐待の予防を目的に、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3つの事業の実施に向けて、体制の確保に努めます。

また、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと）の問題については、本人や家族に自覚がないことも多い状況があることから、新たに設置することも家庭センターと地域包括支援センターなどの介護に関する相談窓口のほか、小中学校や地域の関係主体が連携し、相談対応や家庭支援を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
子育て世帯訪問支援事業〈再掲〉	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う。	関係課や関係機関と情報共有を図りつつ支援対象者の把握に努めるとともに、訪問支援員の確保等、事業の実施体制の強化に努める。	こども課
【新規】 児童育成支援拠点事業〈再掲〉	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する。	関係課や関係機関と情報共有を図りつつ支援対象者の把握に努めるとともに、実施場所や支援員の確保等、事業の実施体制の確保に努める。	こども課
【新規】 親子関係形成支援事業〈再掲〉	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う。	乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等との情報共有を通じて支援対象者の把握に努めるとともに、委託事業者の確保等、事業の実施体制の確保に努める。	こども課
【新規】 こども家庭センターの設置〈再掲〉	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う。	令和8年度中にこども課内にこども家庭センターを設置し、面接や家庭訪問などを通じて、様々な悩みを抱える子ども、妊産婦、子育て世帯に寄り添い、継続的な相談や必要な支援を行う。	こども課 健康課
ヤングケアラー支援	被介護者の支援とケアを担う子どもの支援を一体的に実施する。	各ケースに応じて、小中学校、地域包括支援センター及び基幹相談支援センター等と連携し、対象児やその世帯、関係者の状況を把握することによって、支援に必要な福祉サービス・施設利用等につなげ、その家族を含めた児童（ケアラー）の負担軽減に努める。	こども課

3 子どもの貧困の解消（教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援）

本町は、子どもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもや子育て家庭が孤立することがないように、教育に関する相談支援や生活の安定に資するための支援とともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等、関連法制度に基づく支援を一体的に実施します。

3-1 教育支援

本町は、学校教育による学力の保障とともに、地域全体で教育を支える総合的な対策を推進します。

（１）学校における教育相談

- ① 教育に関する悩みを始め、児童生徒に関する相談窓口を設けて、必要な指導を実施します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
教育相談 <再掲>	児童生徒に関する問題・悩みの相談、指導を実施する。	継続実施を図る。	学校教育課

（２）地域における学習支援

- ① 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの充実を図るなど、地域社会に開かれた学校づくりを推進します。
- ② 地域全体で子どもの教育活動を支えるため、地域と連携したボランティア体験学習を推進します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
開かれた学校づくり <再掲>	地域素材の教材化、地域人材の活用、学校施設の地域開放、学校運営協議会の運営などを行う。	コミュニティ・スクールの充実を図る。	学校教育課
ボランティア体験学習<再掲>	中学生がイベント等の手伝いなどボランティア体験をして理解や意欲を育てる。	継続実施を図る。	学校教育課

(3) 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ① 認定こども園等を利用する児童の世帯に対して、経済的負担の軽減を図る町独自の取組の継続実施を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
幸田町認定こども園等利用者給食費補助金	認定こども園等を利用する児童の属する世帯の家計の負担を軽減することを目的とする。	継続実施を図る。	こども課

(4) 就学支援

- ① 経済的に困窮している小中学校に在籍中の児童生徒の保護者の方に、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費などの援助について、継続実施を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
就学困難な児童への就学補助 <再掲>	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対し、学用品、給食費などを支給する。	継続実施を図る。	学校教育課

(5) 特別支援教育に関する支援

- ① 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- ② 発達に合わせた学習指導や子ども一人一人の状況に応じた就学相談等を行います。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
特別支援教育就学奨励費 <再掲>	特別支援学級等に就学する児童、生徒の保護者等に対して、就学に必要な経費を補助する。	継続実施を図る。	学校教育課
特別支援教育 <再掲>	障がいがある児童・生徒に対して、発達に合わせた学習指導を行う。	継続実施を図る。	学校教育課
就学相談 <再掲>	障がいがあると思われる幼児について県教育委員会主催早期教育相談や町教委にて該当校等と連絡調整を図り、就学相談を行う。	継続実施を図る。	学校教育課
教育支援委員会 <再掲>	障がいがあると思われる幼児、児童・生徒について、学校長や専門家が観察結果等から就学先を検討する。	継続実施を図る。	学校教育課

3-2 生活の安定に資するための支援

本町では、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を推進します。

(1) 保護者の生活支援（生活困窮者自立支援・子育て支援等）

- ① ひとり親家庭の自立を支援する相談事業や子どもに関する悩みの相談に対応する事業を推進します。
- ② 生活困窮者自立支援事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立のため、相談、指導及び助言を行うことを目的とし、ひとり親家庭の親に対する定例相談を行う。	継続実施を図る。	福祉課
子どもの相談	家庭における子どもに関する悩みや不安を抱えている町民への相談、指導及び助言を行うことを目的とし、「子どもの相談」の定例相談を行う。	継続実施を図る。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	包括的な相談支援や個々の状況に応じた支援（家計改善支援、就労支援等）を行うことにより、自立に向けた支援を行う。	継続実施を図る。	福祉課

(2) 子どもの生活支援（健康の確保、居場所の確保等）

- ① 子どもの遊び場や居場所の確保に努めます。
- ② 心身の健康に向けた適切な生活習慣を身につけられるよう、食育の取組や心の健康を支援する取組を推進します。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
遊び場・居場所の確保 <再掲>	公民館、図書館、学校の体育館等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童館、多世代交流施設、都市公園の充実を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	施設等の適正管理を通じて、子どもの遊び場・居場所の確保に努める。	こども課／文化スポーツ課／学校教育課／都市計画課

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
幸田町子ども食堂・未来応援事業補助	原則無償で子どもに食事を提供し孤食の解消や食育の推進及び社会交流の場を提供するなどの活動を継続的にしている子ども食堂に対して、補助金を交付する。	社会福祉協議会と連携し支援を必要とする子ども食堂及び子どもの把握に努め、事業の情報提供を行う。	福祉課
スクールカウンセラーの配置 <再掲>	学校における教育相談機能の強化を図り、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置する。	継続実施を図る。	学校教育課

3-3 保護者に対する就労の支援

本町は、子育て家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者の仕事の確保等、就業支援事業の活用を促進し、職業生活の安定と向上のための支援に努めます。

- ① 仕事の確保等を含め、ひとり親家庭の自立に向けて、相談支援を図ります。
- ② 就労支援事業の活用を促進し、保護者が必要な情報提供及び助言を行う。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
ひとり親家庭相談<再掲>	ひとり親家庭の自立のため、相談、指導及び助言を行うことを目的とし、ひとり親家庭の親に対する定例相談を行う。	継続実施を図る。	福祉課
自立支援・就業支援に関する事業の周知 <再掲>	母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等を情報提供する。	相談員や自立支援センターを通じて、今後も周知徹底を図る。	福祉課



3-4 経済的支援

本町は、子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な法制度に基づく支援を組み合わせ、経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

(1) 手当の支給等による支援

- ① 児童手当や児童扶養手当などの各種手当の支給等、経済的支援を行います。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
児童手当 ＜再掲＞	高校生年代までの児童を監護、養育する人へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
児童扶養手当 ＜再掲＞	18歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
県遺児手当 ＜再掲＞	18歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
町遺児家庭扶助費 ＜再掲＞	義務教育修了前の遺児を監護、養育するひとり親家庭等へ支給する。	継続実施を図る。	こども課
特別児童扶養手当 ＜再掲＞	身体、知的発達又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護、養育する人へ支給する。	継続実施を図る。	福祉課
【新規】 (仮称)幸田町 在宅子育て応援金 ＜再掲＞	在宅子育て家庭へ給付金を支給する。	各種子育て支援等の活用を促していく。	こども課

(2) 教育費の確保に関する支援

- ① 保護者の経済的な負担軽減を図るため、授業料の補助や奨学金制度の周知と利用促進を図ります。

【主要事業の概要と方針】

事業名	事業概要	実施体制・実施方針	担当課
私立高校授業料補助制度	私立高等学校等に在学している生徒の保護者に授業料を補助する。	継続実施を図る。	学校教育課
奨学金支給制度	高等学校等に在学している方で、経済的理由により修学困難な方に支給する。	継続実施を図る。	学校教育課

第6章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実 (子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

本町は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業の実績に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量及び実施時期）を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



◇ 各事業の第3期計画期間の利用率の推計

令和2年度～6年度の各年度の利用率（利用者数÷対象児童人口）を計算した後、利用率の伸び（トレンド）や平均に基づき、第3期計画期間（令和7年度～11年度）の利用率を推計



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 事業の利用率

計画期間（令和7年度～11年度）の推計児童人口に、上記で推計した各事業の利用率を掛け合わせるによって、各事業の量の見込みを推計します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（確保の内容・量及び実施時期）を設定します。

（１）教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、第２期計画の区域設定を踏襲し、町全域を１つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

（２）教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策を設定します。



①対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表41 平日日中の教育・保育

認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きで、幼稚園利用を希望する家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育園） ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等※1）	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイム就労、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイム就労の場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育園） ● 特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠）	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイム就労、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイム就労の場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

②量の見込みと確保方策

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策を設定します。

1号認定

・・・1号認定は、子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望。

《量の見込みと確保方策について》

認定こども園及び幼稚園の1号認定園児数（町外の園への通園児数を含む）は、第2期計画期間中の令和2年度～6年度は減少傾向で推移しており、対象年齢3～5歳人口に占める幼稚園等の利用率は、令和2年度の33.6%から令和6年度には26.0%に低下しています。

なお、1号認定の対象年齢3～5歳人口は、第3期計画期間の令和11年度に令和6年度比で2割以上（23.4%）減少する見通しです。

このような動向を踏まえつつ、事業実績に基づき、令和11年度の必要定員総数（量の見込み）を136人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の認定こども園及び新制度未移行の確認を受けない幼稚園の定員715人において受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の園児数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数※（人）	479人	476人	421人	376人	329人
②確保量（定員総数／人）	715人	715人	715人	715人	715人
認定こども園	145人	145人	145人	145人	145人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けない幼稚園	570人	570人	570人	570人	570人

※幼稚園1号認定、認定こども園1号認定、保育園私的契約児の合算

※各年度4月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員総数／人）	258人	220人	184人	156人	136人
②確保量（定員総数／人）	715人	715人	715人	715人	715人
認定こども園	145人	145人	145人	145人	145人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けない幼稚園	570人	570人	570人	570人	570人
過不足（②－①）	457人	495人	531人	559人	579人

2号認定

・・・子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育園等を希望。

《量の見込みと確保方策について》

認定こども園及び保育園の2号認定園児数は、第2期計画期間中の令和2年度～6年度の5年間は、年度によって増減があるものの、概ね減少傾向で推移しており、対象年齢3～5歳人口に占める保育園等の利用率は、令和2年度の60.4%から令和6年度には65.4%に上昇しています。

このような動向を踏まえつつ、事業実績に基づき、令和11年度の必要定員総数（量の見込み）を834人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の認定こども園、保育園、認可外保育施設の定員1,234人において受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の園児数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数※（人）	861人	897人	879人	851人	828人
②確保量（定員総数／人）	1,180人	1,210人	1,224人	1,234人	1,234人
認定こども園	140人	150人	164人	174人	174人
保育園	1,040人	1,040人	1,040人	1,040人	1,040人
認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人

※保育園2号認定＋認定こども園2号認定の合算

※各年度4月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員総数／人）	920人	890人	839人	823人	834人
②確保量（定員総数／人）	1,234人	1,234人	1,234人	1,234人	1,234人
認定こども園	174人	174人	174人	174人	174人
保育園	1,040人	1,040人	1,040人	1,040人	1,040人
認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
過不足（②－①）	314人	344人	395人	411人	400人

※令和7年度から、1号認定を受けていて預かり保育を利用している児童を量の見込みに含む。

3号認定（0歳）

・・・子どもが0歳の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みと確保方策について》

認定こども園及び保育園の3号認定（0歳）園児数は、第2期計画期間中の令和2年度～6年度の5年間は、年度によって増減があり、0歳人口に占める保育園等の利用率は、令和2年度の3.8%から令和6年度には5.7%に上昇しています。

このような動向を踏まえつつ、事業実績に基づき、令和11年度の必要定員総数（量の見込み）を12人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の認定こども園、保育園及び地域型保育事業の定員56人において受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の園児数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数（人）	16人	25人	11人	8人	17人
②確保量（定員総数／人）	54人	53人	53人	61人	59人
認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人
保育園	40人	40人	40人	40人	40人
地域型保育事業	8人	7人	7人	15人	13人

※各年度4月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員総数／人）	13人	13人	13人	12人	12人
②確保量（定員総数／人）	56人	56人	56人	56人	56人
認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人
保育園	40人	40人	40人	40人	40人
地域型保育事業	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（②－①）	43人	43人	43人	44人	44人



3号認定（1歳）

・・・子どもが1歳の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みと確保方策について》

認定こども園及び保育園の3号認定（1歳）園児数は、第2期計画期間中の令和2年度～6年度の5年間は、年度によって増減があるものの、増加傾向で推移しており、1歳人口に占める保育園等の利用率は、令和2年度の28.7%から令和6年度には40.6%に上昇しています。

このような動向を踏まえつつ、事業実績に基づき、令和11年度の必要定員総数（量の見込み）を159人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の認定こども園、保育園及び地域型保育事業を合わせた定員169人を確保し、受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の園児数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数（人）	125人	143人	115人	126人	134人
②確保量（定員総数／人）	148人	157人	165人	181人	179人
認定こども園	12人	12人	12人	12人	12人
保育園	107人	107人	107人	107人	107人
地域型保育事業	29人	38人	46人	62人	60人

※各年度4月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員総数／人）	126人	140人	146人	153人	159人
②確保量（定員総数／人）	169人	169人	169人	169人	169人
認定こども園	12人	12人	12人	12人	12人
保育園	107人	107人	107人	107人	107人
地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
過不足（②－①）	43人	29人	23人	16人	10人



3号認定（2歳）

・・・子どもが2歳の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みと確保方策について》

認定こども園及び保育園の3号認定（2歳）園児数は、第2期計画期間中の令和2年度～6年度の5年間は、年度によって増減があるものの、増加傾向で推移しており、2歳人口に占める比率は、令和2年度の36.8%から令和6年度には52.8%に上昇しています。

このような動向を踏まえつつ、事業実績に基づき、令和11年度の必要定員総数（量の見込み）を209人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の認定こども園、保育園及び地域型保育事業を合わせた定員215人を確保し、受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の園児数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数（人）	175人	191人	174人	163人	196人
②確保量（定員総数／人）	178人	186人	184人	200人	202人
認定こども園	12人	12人	18人	18人	18人
保育園	128人	128人	128人	128人	128人
地域型保育事業	38人	46人	38人	54人	56人

※各年度4月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員総数／人）	175人	173人	192人	200人	209人
②確保量（定員総数／人）	215人	215人	215人	215人	215人
認定こども園	28人	28人	28人	28人	28人
保育園	128人	128人	128人	128人	128人
地域型保育事業	59人	59人	59人	59人	59人
過不足（②－①）	40人	42人	23人	15人	6人



(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表42 地域子ども・子育て支援事業（国の事業メニュー）

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。 ○こども家庭センター型・・・こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行います。	妊産婦、子育て中の親子等
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	0歳

事業		事業概要	対象年齢等
5	養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～18歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0歳～中学3年生 障がい者（0～18歳）
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
		幼稚園型以外	0～5歳
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5歳、1～6年生（本町は、0～5歳、1～3年生を対象）
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	1～6年生

事業		事業概要	対象年齢等
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である保護者の子ども
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※1	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者
14	子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
15	【新規】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する事業です。	不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
16	【新規】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等
17	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。	妊産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
18	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	産後ケアを必要とする者
19	【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※2	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童

※1 13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

※2 19の事業は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

②量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を設定します。

利用者支援事業

- ・・・教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。
- 特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。
- こども家庭センター型（旧母子保健型）・・・こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行います。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本町では現在、子育て世代包括支援センターにおいて、こども家庭センター型（旧母子保健型）を1か所で実施しています。

本事業は、事業実績や町の方針に基づき量の見込みを推計する事業であり、本町では新設することも家庭センターにおいて本事業を実施します。

また、こども家庭センターと連携を図ることができるように、子育て支援センター等に地域子育て相談機関を設置し、より迅速な実態把握と適切な対応に努めます。

【参考】《第2期計画期間の実施か所数》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施箇所数 (実施か所数/か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実施か所数/か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策 (実施か所数/か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【新規】地域子育て相談機関

①量の見込み (実施か所数/か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策 (実施か所数/か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

地域子育て支援拠点事業

・・・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本町では現在、子育て支援センター２か所で本事業を実施しています。

本事業は、事業実績に基づき、今後の主な対象年齢０～２歳人口に占める利用率の上昇を見込み、令和１１年度の年間延利用（量の見込み）を１８,１４０人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の２か所で受け入れを図る計画です。

【参考】《第２期計画期間の利用者数と確保量》

区分		第２期計画			
		令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
①利用者数（年間延利用／人日）		17,140 人日	15,534 人日	17,666 人日	15,648 人日
② 確保量	実施か所数	２か所	２か所	２か所	２か所
	年間受入可能人数	17,140 人日	15,534 人日	17,666 人日	15,648 人日

《第３期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第３期計画				
		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み （年間延利用／人日）		15,613 人日	16,146 人日	17,039 人日	17,595 人日	18,140 人日
② 確保量	実施か所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
	年間受入可能人数	15,613 人日	16,146 人日	17,039 人日	17,595 人日	18,140 人日
過不足（②－①）		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日



妊婦健康診査事業

・・・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和 11 年度の健診回数（量の見込み）を 3,449 回と推計し、この量の見込みに対しては、第 2 期と同様の体制で提供を図る計画です。

【参考】《第 2 期計画期間の利用者数、回数と確保量》

区分	第 2 期計画			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①-1 利用者数 (年間実利用／人)	375 人	347 人	323 人	277 人
①-2 健診回数 (健診回数／回)	4,646 回	4,437 回	4,035 回	3,644 回
②確保量 (健診回数／回)	4,646 回	4,437 回	4,035 回	3,644 回

※第 2 期計画の②確保量の提供体制は

実施場所：各医療機関

実施体制：医師、助産師等

検査項目及び実施時期：国基準による 8 項目、14 回

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第 3 期計画				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み ※健診回数は実利用に令和 2～5 年度の 1 人当たり平均利用回数を乗じて算出	年間実利用／人	283 人	279 人	278 人	275 人	272 人
	健診回数／回	3,588 回	3,538 回	3,525 回	3,487 回	3,449 回
②確保量	健診回数／回	3,588 回	3,538 回	3,525 回	3,487 回	3,449 回
	提供体制	※	※	※	※	※
過不足（②－①）		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※第 3 期計画の②確保方策の提供体制は

実施場所：各医療機関

実施体制：医師、助産師等

検査項目及び実施時期：国基準による 8 項目、14 回

乳児家庭全戸訪問事業

・・・生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育状況・家庭環境などの把握と、相談できる場の周知を行い子育ての孤立化を防ぐ事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和11年度の年間訪問乳児数（量の見込み）を276人と推計し、この量の見込みに対しては、第2期と同様の体制で提供を図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の年間訪問乳児数と確保量》

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数 (年間訪問乳児数／人)	381人	341人	322人	298人
②確保量 (年間訪問乳児数／人)	381人	341人	322人	298人

※第2期計画の②確保量の提供体制は

実施体制：赤ちゃん訪問員、保健師

実施機関：町

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)		287人	283人	282人	280人	276人
②確保量	年間訪問乳児数	287人	283人	282人	280人	276人
	提供体制	※	※	※	※	※
過不足(②－①)		0人	0人	0人	0人	0人

※第3期計画の②確保方策の提供体制は

実施体制：赤ちゃん訪問員、保健師

実施機関：町

養育支援訪問事業

・・・要保護児童対策地域協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和 11 年度の年間訪問件数（量の見込み）を 2 件と推計し、この量の見込みに対しては、第 2 期と同様の体制（保育士、保健師による実施）で提供を図る計画です。

【参考】《第 2 期計画期間の年間訪問数》

区分	第 2 期計画			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①年間訪問件数 (件)	1 件	5 件	2 件	4 件

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (年間訪問件数／件)	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
②確保量 (年間訪問件数／件)	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
過不足 (②－①)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件



子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

・・・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業

○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業については、過去4年（令和2年度～5年度）における利用実績がないが、今後は、本事業の実施体制を検討し、必要に応じて西三河児童・障害者相談センター等と連携した対応を図ります。

【参考】《第2期計画期間の利用者数と確保量》

実績なし

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (年間延利用／人日)	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
② 確保量 (年間延利用／人日)	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
過不足(②－①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

・・・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和 11 年度の年間延利用（量の見込み）を 1,047 人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の体制（提供会員）で提供を図る計画です。

なお、需要に応じた事業の実施が図られるよう、事業の周知と提供会員の確保に努めます。

【参考】《第 2 期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第 2 期計画			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①利用者数（年間延利用／人日）	1,524 人日	1,233 人日	1,376 人日	919 人日
②確保量（年間延利用／人日）	1,524 人日	1,233 人日	1,376 人日	919 人日

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み （年間延利用／人日）	1,216 人日	1,174 人日	1,145 人日	1,099 人日	1,047 人日
②確保量（年間延利用／人日）	1,216 人日	1,174 人日	1,145 人日	1,099 人日	1,047 人日
過不足（②－①）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日



一時預かり事業

・・・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

《量の見込みと確保方策について》

本事業は、量の見込みについて、「幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）」と「保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）」に分けて推計を行います。

【幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）】

「幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）」は、事業実績に基づき、令和 11 年度の年間延利用（量の見込み）を 295 人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の幼稚園等で受け入れを図る計画です。

【参考】《第 2 期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第 3 期計画			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①利用者数（年間延利用／人日）	616 人日	300 人日	469 人日	309 人日
②確保量（年間延利用／人日）	616 人日	300 人日	469 人日	309 人日

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み （年間延利用／人日）	358 人日	337 人日	311 人日	297 人日	295 人日
1 号認定による不規則の利用	16 人日	15 人日	14 人日	13 人日	13 人日
2 号認定による定期的な利用	342 人日	322 人日	297 人日	284 人日	282 人日
②確保量（年間延利用／人日）	358 人日	337 人日	311 人日	297 人日	295 人日
過不足（②－①）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日



【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

「保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）」は、事業実績に基づき、令和11年度の年間延利用（量の見込み）を2,933人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の保育園等で受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数 （年間延利用／人日）	3,377人日	3,783人日	3,613人日	3,493人日
一時預かり事業（保育園等）	2,606人日	3,047人日	2,831人日	2,649人日
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	638人日	620人日	620人日	537人日
休日保育（トワイライトステイ）	133人日	116人日	162人日	307人日
②確保量（年間延定員／人日）	3,377人日	3,783人日	3,613人日	3,493人日
一時預かり事業（保育園等）	2,606人日	3,047人日	2,831人日	2,649人日
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	638人日	620人日	620人日	537人日
休日保育（トワイライトステイ）	133人日	116人日	162人日	307人日

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延利用／人日）	3,002人日	2,962人日	2,976人日	2,949人日	2,933人日
②確保量（年間延定員／人日）	3,002人日	2,962人日	2,976人日	2,949人日	2,933人日
一時預かり事業（保育園等）	2,359人日	2,343人日	2,379人日	2,368人日	2,357人日
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	496人日	477人日	460人日	448人日	444人日
休日保育（トワイライトステイ）	147人日	142人日	137人日	133人日	132人日
過不足（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

延長保育事業

・・・保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育園等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和 11 年度の年間延利用（量の見込み）を 161 人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の保育園等で受け入れを図る計画です。

【参考】《第2期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間実利用／人）	182 人	168 人	182 人	125 人
②確保量（年間実利用／人）	182 人	168 人	182 人	125 人

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み （年間実利用／人）	162 人	160 人	157 人	158 人	161 人
②確保量（年間実利用／人）	162 人	160 人	157 人	158 人	161 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



病児・病後児保育事業

・・・子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、本町では病後児保育事業（病気の回復期及び病後のお子さんの預かり）を実施しています。

第3期については、事業実績に基づき、令和11年度の年間延利用（量の見込み）を9人日と推計し、この量の見込みに対しては、既存の病後児ルーム「こっこ」において受け入れを図ります。

【参考】《第2期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数（年間延利用／人日）	11人日	20人日	5人日	11人日
②確保量（年間延利用／人日）	11人日	20人日	5人日	11人日

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延利用／人日）	10人日	9人日	9人日	9人日	9人日
②確保量（年間延利用／人日）	10人日	9人日	9人日	9人日	9人日
病後児保育事業	10人日	9人日	9人日	9人日	9人日
過不足（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・・・保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校内の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、現在6小学校区の15の児童クラブで実施しています。

第3期については、事業実績及び児童数の推計に基づき、令和11年度の年間延利用（量の見込み）を1,058人と推計し、この量の見込みに対しては、既存の児童クラブで受け入れを図る計画です。

なお、宅地開発等に伴い、一部校区において対象児童数の増加が見込まれた場合は、本計画で新規開設を見込んでいるクラブ以外にも、新規クラブの開設等を必要に応じて検討します。

【参考】 《第2期計画期間の申込者数と確保量》

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間利用者数（人）	976人	912人	1,006人	1,047人	1,096人
1年生	210人	213人	245人	224人	243人
2年生	212人	192人	200人	245人	218人
3年生	226人	195人	196人	207人	233人
4年生	169人	171人	180人	162人	186人
5年生	118人	93人	132人	130人	130人
6年生	41人	48人	53人	79人	86人
②確保量 （年間利用者数／人）	976人	912人	1,006人	1,047人	1,096人

※各年度5月1日時点

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間利用者数／人）	1,114人	1,113人	1,120人	1,095人	1,058人
1年生	252人	225人	228人	219人	206人
2年生	222人	236人	211人	214人	204人
3年生	225人	235人	251人	219人	223人
4年生	197人	192人	201人	212人	186人
5年生	124人	133人	131人	133人	142人
6年生	94人	92人	98人	98人	97人
②確保量 （年間利用者数／人）	1,114人	1,113人	1,120人	1,095人	1,058人
実施か所数	15か所	16か所	16か所	16か所	16か所
利用人数	1,114人	1,113人	1,120人	1,095人	1,058人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

※令和8年度から民間で児童クラブ開設予定

実費徴収に係る補足給付を行う事業

・・・生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

本事業は、事業実績に基づき、令和11年度の年間実利用（量の見込み）を20人と推計し、この量の見込みに対しては、支給対象者の適切な把握と給付に努めます。

【参考】《第2期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①支給対象者 (年間実利用／人)	33人	28人	26人	23人
②確保量 (年間実利用／人)	33人	28人	26人	23人

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)	23人	22人	21人	20人	20人
教材費等	0人	0人	0人	0人	0人
副食材料費	23人	22人	21人	20人	20人
②確保量 (年間実利用／人)	23人	22人	21人	20人	20人
教材費等	0人	0人	0人	0人	0人
副食材料費	23人	22人	21人	20人	20人
過不足 (②－①)	0人	0人	0人	0人	0人



多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

・・・幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業です。

《国の手引き等に基づく量の見込みと確保方策について》

量の見込みを設定する必要なし

《第3期計画における考え方》

本事業により新規参入等を促進する事業については必要に応じて検討します。

子育て世帯訪問支援事業

・・・対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

本事業は、令和6年度から実施しており、当年度の訪問実績を踏まえつつ、今後は対象世帯の増加を想定して、令和11年度の年間延利用（量の見込み）を120人日と推計し、この量の見込みに対しては、支援対象者の適切な把握と実施体制の強化に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
②確保量(年間延利用／人日)	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
過不足(②－①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【新規】児童育成支援拠点事業

・・・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、学習や遊びの場を提供し、支援を包括的に実施する事業です。

本事業は、令和8年度から実施する新規事業として、過去の相談実績等に基づき、令和11年度の年間実利用（量の見込み）を4人と推計し、この量の見込みに対しては、支援対象者の適切な把握と実施体制の確保に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)		4人	4人	4人	4人
②確保量(年間実利用／人)		4人	4人	4人	4人
過不足(②－①)		0人	0人	0人	0人

【新規】親子関係形成支援事業

・・・児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

本事業は、令和8年度から実施する新規事業として、過去の相談実績等に基づき、令和11年度の年間実利用（量の見込み）を10人と推計し、この量の見込みに対しては、支援対象者の適切な把握と実施体制の確保に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間実利用／人）		10人	10人	10人	10人
②確保量（年間実利用／人）		10人	10人	10人	10人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人

妊婦等包括相談支援事業

・・・①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

本事業は、妊娠届出数（＝年間実利用者数）の推計値と一人当たり面談回数3回から、令和11年度の年間面談実施合計回数（量の見込み）を816回と推計し、この量の見込みに対しては、保健師や助産師による実施体制の確保に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間実利用／人	283人	279人	278人	275人	272人
	一人当たり面談回数／回	3回	3回	3回	3回	3回
	年間面談実施合計回数／回	849回	837回	834回	825回	816回
②確保量 （年間面談実施合計回数／回）		849回	837回	834回	825回	816回
過不足（②－①）		0回	0回	0回	0回	0回

産後ケア事業

・・・出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

本事業は、事業実績に基づき、令和 11 年度の年間延利用（量の見込み）を 25 人日と推計し、この量の見込みに対しては、助産師による実施体制の確保に努めます。

【参考】《第 2 期計画期間の利用者数と確保量》

区分	第 2 期計画			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①利用者数（年間延利用／人日）	31 人日	6 人日	26 人日	25 人日
②確保量（年間延利用／人日）	31 人日	6 人日	26 人日	25 人日

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第 3 期計画				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	年間実利用／ 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
	年間延利用／ 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日
②確保量（年間延利用／人日）		25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日
過不足（②－①）		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

・・・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。

本事業は、未就園児数の推計値と受け入れの国基準（月一人当たり 10 時間、定員一人月当たりの受入可能時間数 176 時間）から、令和 11 年度の必要定員数（量の見込み）を 33 人と推計し、この量の見込みに対しては、実施する園の確保等、実施体制の確保に努めます。

《第 3 期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第 3 期計画				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み （必要定員数 ／人）	0 歳		17 人	17 人	17 人	17 人
	1 歳		10 人	10 人	10 人	9 人
	2 歳		9 人	8 人	8 人	7 人
	合計		36 人	35 人	34 人	33 人
②確保量（定員数／人）			36 人	35 人	34 人	33 人
過不足（②－①）			0 人	0 人	0 人	0 人

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、既存の認定こども園とともに、需要に応じた新規の認定こども園の誘致を図り、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本町は、幼稚園、保育園、認定こども園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供するため、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化します。

また、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

7 外国につながる幼児への支援・配慮

本町は、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、町内で安心して出産や子育てができるよう、行政サービスの多言語化・多文化対応とともに、子どもも含めた外国人住民の生活課題の把握に努めながら、きめ細やかな生活支援に努めます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

なお、施設の確認、公示、指導監査等について県と連携及び情報共有を図り、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。

9 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項【第3期計画の追加項目】

本町は、子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「幸田町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。



第7章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、多くの人の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

目標（付表）をもとに「幸田町子ども・子育て会議」がその中心となって点検・評価を行い、結果は住民へ公表します。



付表

項目		現状 (R 5実績)	目標 (R11 目標)
1	母子健康手帳の交付件数	277 件	280 件
2	マタニティ教室（パパママ編）参加人数	97 人	115 人
3	新生児等訪問指導件数	45 件	45 件
4	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	96.7%	97%
5	家庭訪問件数（妊婦・産婦・新生児・乳幼児等）	78 件	85 件
6	子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）利用者数	80 人	85 人
7	児童館及び多世代交流施設等の利用者数	70,592 人	73,000 人
8	放課後児童クラブ待機児童数（各年4月時点）	0 人	0 人
9	保育所待機児童数（各年4月時点）	0 人	0 人
10	子育て支援センターへの来館者数	15,600 人	16,500 人
11	くれよんルーム等（発達相談指導事業）開催数	24 回	36 回
12	児童虐待対応件数	36 件	30 件
13	離乳食等の食育に関する講座参加者数	105 人	150 人
14	中高生育児ふれあい体験参加者数	7 人	15 人
15	スポーツ教室参加者数（春・夏休み）	276 人	300 人
16	ママやパパのための子育て講座回数	7 回	12 回
17	夏休み子ども教室参加人数	196 人	230 人
18	子ども食堂	3 か所	5 か所
19	スクールカウンセラーの配置人数	6 人	各小中学校に 1 人（9 人）
20	子育て応援・家事サポート事業利用世帯数	4 世帯	20 世帯



資料編

1 策定経緯

年月日	調査及び会議等
令和6年3月	幸田町の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施（就学前児童及び小学生の各保護者対象）
令和6年10月1日	第1回幸田町子ども・子育て会議の開催 ・幸田町子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について ・現計画「幸田町次世代育成支援行動計画」の進捗状況について ・第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和6年12月16日 ～令和7年1月10日	幸田町子ども・子育て会議の委員へ意見聴取 ・第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画【案】にかかる意見聴取
令和7年1月28日	第2回幸田町子ども・子育て会議の開催 幸田町子ども・子育て支援事業計画【案】について
令和7年2月5日 ～令和7年3月4日	第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画【案】についてのパブリックコメントの実施
令和7年3月	第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画策定

2 幸田町子ども・子育て会議条例

平成27年3月26日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援施策を推進するため、幸田町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げること。

(2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 幸田町子ども・子育て会議委員名簿

番号	団体名等	職 名	氏 名
1	民生児童委員	会長	永井 富夫
2	小中学校校長会	中央小学校長	加納 裕子
3	小中学校PTA連合会	代表（幸田中学校）	倉町 光希
4	保育園父母の会	代表（大草保育園）	市来原 恵利華
5	幸田あけぼの第一幼稚園	園長	上野 正幸
6	岡崎市医師会	とみた小児科 院長	富田 博
7	子ども会連絡協議会	会長	石原 孝樹
8	子育てサークル	代表（マーブルチョコ）	大竹 順子
9	子育てネットワーカー	代表	山本 浩里
10	児童館児童厚生員	代表（深溝児童館）	木原 雅子
11	児童クラブ支援員	代表（幸田第2児童クラブ）	山本 まゆみ
12	幸田町保育園園長	代表	大坪 英美子
13	子育て支援センター	所長	川崎 すなお
14	健康課	代表 （母子保健グループリーダー）	成田 裕香
15	社会福祉協議会	事務局長	薮田 芳秀
16	教育委員会	学校教育課長	加藤 宏和
17	認可外保育施設代表 NPO法人 ももの木保育園	事務局長	杉浦 英子
18	幸田あけぼの第二幼稚園	PTA代表	大矢 奈津希

4 用語解説

あ行

医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第 19 条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定

岡崎市こども発達センター

発達に心配のある子に対して発達に関する相談、医療及び支援を総合的に提供する施設

か行

外国につながる幼児

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

健康こうた 21 計画

健康増進法に定める市町村の「健康増進計画」として位置付けられ、「健康日本 21」や「健康日本 21 あいち新計画」の方針や目標を踏まえるとともに、町の地域特性や健康課題を捉えた総合的な健康づくり施策を推進する計画

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

幸田町食育推進計画

食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、町民一人一人が食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施

子育てのための施設等利用給付

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと

こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口

子ども家庭総合支援拠点

こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口

こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までの子どもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和5年4月に発足

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

子ども・子育て支援法

全ての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和3年12月21日に閣議決定され、こども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの

こども大綱

こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

子どもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定

コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のこと

さ行

サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。その後、法改正に基づき、法律の有効期限が令和7年3月まで延長され、さらに令和17年3月31日まで再延長となった

児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者

児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准

児童発達支援センター

地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

児童養護施設

児童福祉法第41条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設

主任児童委員

児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当する指名を受けた者

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるもので、各計画を一体の計画として策定して、障がい者・障がい児施策を総合的に展開するもの

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するもの

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、心のケアや支援を行う者

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者

総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画

ソーシャルワーク

社会福祉援助のことで、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）の状態を高めることを目指していくこと

た行

多世代交流施設

遊戯室、図書室といった児童館所要室が配置され、子ども向けの工作やイベントといった児童館としての機能に加えて、子どもからお年寄りまで年齢の分け隔てなく来館し、交流を図ることができる施設

男女共同参画プラン

町の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく計画で、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにする計画

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

特別支援学級

小学校、中学校等において障がい児等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

な行

認定こども園

幼児教育、保育及び地域の子育て支援を一体的に行う施設

は行

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和 5～6 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省において取りまとめたもの

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援を図るため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、母子家庭の母等の雇用が促進されるよう、様々な施策を展開している施設

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる者

母子保健コーディネーター

妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなげる者

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所を単一の施設として一体的な運営を行い、教育及び保育を一体的に提供する認定こども園

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画

幸田町住民こども部こども課

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL：0564-62-1111(代表) FAX：0564-63-5334

E-mail：kodomo@town.kota.lg.jp

幸田町ホームページ：http://www.town.kota.lg.jp/

